（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十八年九月十八日（土曜日）　臺灣日日新報　第一万五千六百四十二號　（一）

夕刊　臺灣日日新報　九月十七日

ブス河渡河企圖の敵軍を水中に殲滅

更に敵部隊集結地猛擊

【南太平洋〇〇基地十六日發同盟】去る八日敵兵約三十名を以てラエ東方五キロのブス河河口附近に渡河を企圖した敵は撃退されたが九日朝再び敵二、三十がブス河渡河を企て水際及び水中において一兵も殘さず殲滅されたことは既に報道された通りであるが、更に去る十日夜敵は大規模なる攻撃を開始し、これに對しラエ方面の我が守備隊は猛然と之を邀擊、ブス河河口から上流四キロの附近地區においては迫擊砲二門を有する二百の敵が渡河を開始したが我が部隊は直ちに出擊してこれを水中に殲滅した外、更に十一日早曉には我が砲兵はブス河左岸の敵部隊集結地を攻擊しこれに大損害を與へ數箇所を炎上させた

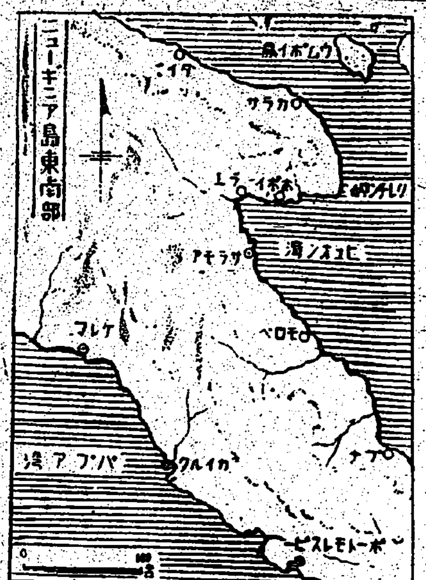

海鷲モロベ灣を急襲

在泊の敵艦船に至近彈

【南太平洋〇〇基地十七日發同盟】わが海軍航空部隊は十四日敵米軍の航空補給基地たるニューギニア東南岸モロベ灣及びブス河口を急襲、モロベ灣では在泊中の敵艦船に對して至近彈數發を與へ、更にブス河揚陸點では有効彈多數を浴びせて全機無事歸還した

ムンダ敵陣地を强襲

【南太平洋〇〇基地十七日發同盟】帝國海軍航空部隊は十四日午前陸海軍連合の大編隊を以つて前後二回に亙りニュージョージア島ムンダ方面敵地上陣地を强襲、防空陣地施設などの軍事施設六箇所を爆破炎上し一箇所に大爆發を起さしめたのち海上トラック一隻を撃沈した

ガ島敵飛行場を爆破

【南太平洋〇〇基地十七日發同盟】わが海鷲は十五日未明ガダルカナル島敵飛行場を急襲、施設九箇所を爆破せしめたが、うち一箇所は[illegible]

御精勵の第〇〇聯合航空隊司令官久邇少將宮殿下

【御寫眞は海軍飛行豫科練習生の猛訓練御査閱、御右向き白の御軍服を召されたるが久邇少將宮殿下】―海軍省許可濟第一〇一號―

我が方猛反擊、擊退

ハンサ マダン 敵機八十餘機來襲

【南太平洋〇〇基地十六日發同盟】ニューギニア方面の敵機は連日我が陣地へ來襲、その都度我方の猛烈な反擊に依つて擊退されてゐるが、また十四、十五の兩日夫々ハンサ（ヘマダン、ウエワク中間地區）及びマダン方面に來襲した、即ち十四日午前十時頃ロッキード・ピー三八及びノースアメリカン・ピー二五の計三十機がハンサに來襲したが我地上火器により二機擊墜された、我方の損害は殆どなかつた、翌十五日は午前八時頃同じくロッキード・ピー三八、ノース・アメリカン・ピー二五計五十機がマダン附近に來襲これ又我地上火器により擊退された、我方損害なし

偉大な生產力發揮

滿洲戰力增强座談會（上）

【新京十四日發同盟】滿洲國が大東亞戰に果しつつある役割はまことに大きい、苛烈なる戰局は如何なる段階にも堪へ得る綜合生產力の緊急確保を要請してゐる、日本が滿洲國を承認して十一年目に當るが、滿洲國が偉大なる生產力を發揮し、戰爭完遂に大きな寄與をなしつつあるのは十一年間絶えざる日本の指導によるものだ、滿洲國はいまこそこれに酬ゆるべく、豐富なる資源と有利な條件をもつて官民總力をあげて生產增强の使命達成に邁進してゐる、この機會に滿洲國における戰力增强の現狀と明日に備へる生產增强途上の諸問題について[illegible]者によつて座談會を開催した

△出席者 [illegible]

二大使命の完遂に集中

高倉氏　いま滿洲國の最大使命は北邊鎭護と大東亞戰爭に寄與する戰力增强の二つに要約されるが、特に鐵、石炭、輕金屬、農產物の增產に重點を指向して一面において北邊の護りをまからしめ、併せて日本の戰力增强に寄與する、かういふことに眼目があるのだらうと思ふ、またさういふ方向に沿うていろいろ施策も集中してゐるわけだ、滿洲國は初めから國防、[illegible]ということを中心として第一次五ケ年計畫のすべての國防力は增强といふことを目標にして進んで來た關係上、かういふ非常時局になつても少くとも基礎的條件は大體揃つてゐる、ただ從前のやり方に一層馬力をかければそれで大體のことは十分出來るといふ强味がある

問　鑛工業殊に鐵と石炭の生產增强の現狀は大東亞戰爭勃發後どういふことになつてゐますか

青木氏　鑛工業の生產力擴充が計畫的になつたのは第一次五ケ年計畫以來ですが、今日まで約六年ほどの步みをふり返つてみると全く隔世の感がある、一例を[illegible]

現在の數字に滿足はせぬ

電力の强味

農業にも大飛躍

[illegible]

驚異的な增產實績

飛躍する滿洲重工業

【新京十三日發同盟】滿洲國が遠大なる目標と旺盛なる意氣込みで官民の總力を結集、第一次產業五ケ年計畫に着手したのは六年前であつたが、內外に生起した困難なる條件を克服して計畫の[illegible]

【[illegible]十六日發同盟】[illegible]

【ブエノスアイレス十六日發同盟】メルボルン來電＝西南太平洋聯合軍司令部は日本航空部隊が十五日ガダルカナル島のルンガ岬及びルッセル島を襲擊した旨發表した

我に正義必ず勝つ

バー・モウ緬甸國代表斷乎聲明

【ラングーン十七日發同盟】バー・モウ國家代表は十五日午後國防省を招集し國防大臣オン・サン少將以下軍首腦部及び政府閣僚[illegible]

サレルノ灣頭激戰

陸海空に依然熾烈極む

【リスボン十六日發同盟】サレルノ[illegible]

全米の"父親召集"

年末迄に實施を通告

【ブエノスアイレス十六日發同盟】ワシントン來電によれば米國選拔徵兵局長ハーシーは十六日全米の父親に對し左の如く『父親召集』の實施について通告した[illegible]

英二主力艦の破損發表

【リスボン十六日發同盟】英國海相アレキサンダーは十六日夜B・B・C[illegible]

謀略轉じて好運に

ゲッベルス宣傳相喝破

【ベルリン十六日發同盟】[illegible]

米軍の苦戰

スチムソンも確認

【ブエノスアイレス十六日發同盟】米國陸軍長官スチムソンは十六日[illegible]

獨軍ペルサノ占領

敵に大打擊

獨軍當局言明

反樞軸軍危機

擊沈破五十六萬餘噸

サレルノ灣獨軍戰果

赤軍の損害二百萬

七月五日夏季攻勢以來

赤軍に殲滅的打擊

スモレンスク戰線激鬪

東部戰線戰況

獨機、倫敦を爆擊

赤軍攻勢悉く擊退

ウクライナ戰線の戰況

赤軍戰車二百六臺を擊破

【ベルリン十六日發同盟】獨軍は東部戰線で赤軍戰車二百六臺を擊破した旨十六日獨軍當局から發表された

赤軍飛行機を二百一臺擊墜

【ベルリン十六日發同盟】獨空軍[illegible]

義勇軍、總司令にリッチ中將

【ベルリン十六日發同盟】ローマ來電＝ム統帥は十六日政府令を以て次の通り布告した

既に公布した政府令の補足として國家保安義勇軍總司令にレナト・リッチ中將を任命する、レナト・リッチ中將は當年四十七歲元組合相ファシスト代表會議員である

共和ファシスト黨の呼稱

獨見解發表

【ベルリン十六日發同盟】ム統帥が十五日の宣言においてファシスト黨を今後『共和ファシスト黨』と呼稱する旨發表したのにつきドイツ外務省當局は十六日次の通り言明した

統帥今回の宣言に對する公式的解釋は統帥自身乃至ファシスト黨當局者間に俟つ外はないが共和ファシスト黨と改稱したのは最近の諸事件殊にイタリア國王の反逆に徵し當然の事と言はねばならない、君主制とサヴォイ王家とは人民を代表する限りに[illegible]

剿共肅清戰

八月の戰果

總督官邸で懇談

獨軍長距離砲レ市を砲擊

定例閣議

內相の現地視察談

訂正

十七日附朝刊一面ウエワクで十面爆擊の記事中ウエワクとあるはウエワクの誤りにつき訂正

人事

▲小松崎氏（東邦金屬製錬專務）來臺中のところ歸京

▲田邊利司氏（臺灣ベルブ支配人）十七日來北（鐵道ホテル）

デルモライツ

肺炎・扁桃腺炎に

しっぷは…三分

[illegible]

軍事援護陣を完璧化
淨財を募り事業資金造成

大東亞戰爭の長期化するに際ひ軍人援護の完璧を期し前線將兵をして後顧の憂ひなからしめ、傷痍者の遺族に對しては[illegible]の援護に萬全を期し、[illegible]人にして[illegible]起ち公せしむることは時局下[illegible]の急務である、特に內地に於ては軍人援護會の事業資金造成のため「軍人援護後援會」が設立せられ全國にある資本金百萬圓以上の會社に對し其の純利益の千分の三の寄附にて該事業することとなり島內に於ける會社中の資本金千萬圓未滿百萬圓以上の會社、銀行に對する寄附勸誘は[illegible]軍人援護會臺灣本部に於て代行することとなり先般來[illegible]會社、銀行方面に勸誘中のところ軍人援護事業資金寄附の趣旨に賛同寄附を申込んだ會社は現在迄左記二十八社に及んでゐる、同支部本部では未だ申込無き會社の至急申込を希望して居る

大東信託株式會社、高雄州自動車運輸株式會社、株式會社永豐商店、臺灣青果株式會社、臺灣オフセット印刷株式會社、臺灣日日新報社、屏東信託株式會社、臺灣鐵工所、嘉南產業株式會社、彰化銀行、臺灣商工銀行、臺南州自動車運輸株式會社、臺南製[illegible]、[illegible]株式會社、[illegible]、大和興業株式會社、臺灣[illegible]株式會社、[illegible]株式會社、新竹州自動車運輸株式會社、中[illegible]株式會社、[illegible]株式會社、大安[illegible]株式會社、[illegible]株式會社、臺灣[illegible]株式會社、[illegible]株式會社、[illegible]、大[illegible]株式會社、華南銀行、株式會社[illegible]商店、[illegible]株式會社、合資會社三五公司[illegible]、臺中州自動車運輸株式會社、臺灣ゴム株式會社、臺北[illegible]株式會社、臺灣石油[illegible]、南日本[illegible]株式會社、合資會社三五公司[illegible]、[illegible]化學工業株式會社

彈痕實に三十有餘
ソロモン海鷲の敢鬪

【東京發】南太平洋○○基地にて竹田派遣報道班員發＝（承前）

爆擊魂

八月十五日未明わが爆擊隊は○○基地を進發レンドバ島の敵補給船團攻擊に向つた途中ベララベラ島の上空を過ぎる頃[illegible]であらうか弓形に[illegible]する[illegible]に多數の船が動いてゐるのが見えた、間もなくぱつぱつと黒い煙が眼下の空に炸裂し始めた まさしく敵の高角砲だ、指揮する○○中尉は全隊に攻擊命令を發した、レンドバ攻擊はかうしてベララベラ攻擊に變つたのである、各々獲物を定めて[illegible]する、この時約五十機の敵戰鬪機が雲を蹴いてわが爆擊隊に襲ひ掛つたが わが直掩戰鬪機は數こそ少なけれこれに挑戰ここに壯烈な空中戰が展開、○○二飛曹の操縱する○○機は急降下には[illegible]不足する高度ではあつたが敵に寸毫の餘裕を與へぬため一氣に大型輸送船目掛けて突込んだ、この時既に一發の[illegible]が投げた爆彈である、急降下から投下、引起す、その間一瞬である、[illegible]は船尾に直擊彈を受け大きな船體を左右に傾け沈んで行つた[illegible]成功、退避しながら[illegible]機銃は[illegible]わが機の[illegible]に向つてつてゐる、[illegible]まで火を吐いてゐるのだ、前方に立ち塞る[illegible]を越えて東北方へ一直線に飛んだが[illegible]はない、この時[illegible]五機が空から下りて頭上から十字に彈丸の雨が交叉して降り注ぐ、よし來れ、と[illegible]と二人で機銃を構へる[illegible]の彈丸が光を引いて飛んで來る、一杯に引附けておいてこちらもどうとぶつ放し左に右に機體を[illegible]りながら飽くまで應戰したが遂に機銃が動かなくなつてしまつた、大切な時に故障だ、叩いても引いても駄目だ、敵機の追擊はいよいよ激しいが何とかしてこの窮を切り拔けねばならぬ、高度をぐんぐん下げて海上十メートルまで下りる、すると敵機はわが方の無抵抗を知り速度を落してついて來る、面憎くも互ひに顔が見えるほど近づいて來た、[illegible]と思ふがどうにもならない、しかもその近接位置からばんばん擊つて來る、こちらは唯左右に回避する以外に術はない、一瞬もじつとしてゐたら擊ち拔かれてしまふ、機體の傍に一瞬の停止もせず滑らせたり滑つたり

だが[illegible]はしない（もういかんなどと諦めたら恐らくあの危機は脫出出來なかつたでせう そんな氣はとうとう起らなかつた[illegible]と[illegible]押切りましたが敵はもう落したものと思つたのか 憎らしくもにやり笑つてゐるのが見えるのです、あれを見たら死んでも落ちるものではありませんよ）○○二飛曹はもう何度をどう飛んでゐるのかさへ考へる暇もない逃げてゐるのではない[illegible]負けるものかと飛び續けたのだ、かうして海上十メートルを飛ぶこと實に三十分、遂にわが[illegible]機が現はれてこの憎むべき敵戰鬪機を追拂つたのだつた、彼は曾つてガ島攻擊においてグラマン戰鬪機を叩き落した經驗がある、この自信が最後まで彼を敵に屈服せしめなかつたのであらうか、何れにせよ[illegible]比な敢鬪精神の發現に外ならない

[illegible]三十有餘の彈痕は[illegible]を驚かせた、彈丸は[illegible]に當るものではありませんよ、人間とタンクと[illegible]、さう言つた大切な所だけ除けて通るんです、[illegible]だらけの機を[illegible]ながら○○二飛曹は[illegible]らすのだつた、この日未歸還となつた指揮官○○中尉は溫厚な人格・優れた頭腦の少壯士官として研究室に[illegible]されるうち若い海鷲である、常に研究をたへて熱心に仕事をする、同中尉の姿は未だに基地の人々の目に殘る平素おとなしいのに一旦攻擊となるやその旺盛な敢鬪精神は脈々傳統の海鷲魂を[illegible]かせたものである、得くなる奴だつたが、悲しみを目一杯にためて先輩の○○分隊長は言ふ、そのため常を[illegible]く研究してゐた、そのためかものに動じない男だつた、[illegible]な一面に[illegible]な[illegible]さをもつてゐた、常に海軍飛行豫科練習生として[illegible]の男だつた、同時にもこ[illegible]してゐる決して怒らない若いに似ぬ沈着さには[illegible]感心させられてゐたものだ、初陣から[illegible]した時ひやりとしたらうと聽いたらいいえ[illegible]の時と變りありませんでした、と平然としてゐた、憎い[illegible]男でした、○○中尉は何處へ行くにも必ず杉本五郎中佐の遺書「大義」を身邊から離さなかつた、未歸還になつた日その「大義」が机の上に[illegible]と正しくおいてあつた、その頁の間から[illegible]が現はれた「我ソロモンの空へ來て敵へるよろこび、自分は現身で[illegible]を[illegible]せなかつたが同窓の人達はどうか良き配偶を求めて立派な海國の[illegible]を[illegible]して呉れ、兄上の三人と男兄の內一人は[illegible]たい」これを[illegible]だ人は[illegible]の如く死を[illegible]して今日まで生きて來た○○中尉の立派な心に泣かされた、未だ二十歲を越えない若い海鷲が遺した[illegible]この遺言に[illegible]高い敢鬪精神が燃えてゐることであらう、そしてこの魂こそ[illegible]の日まで永久に續く日本魂でもあるのだ

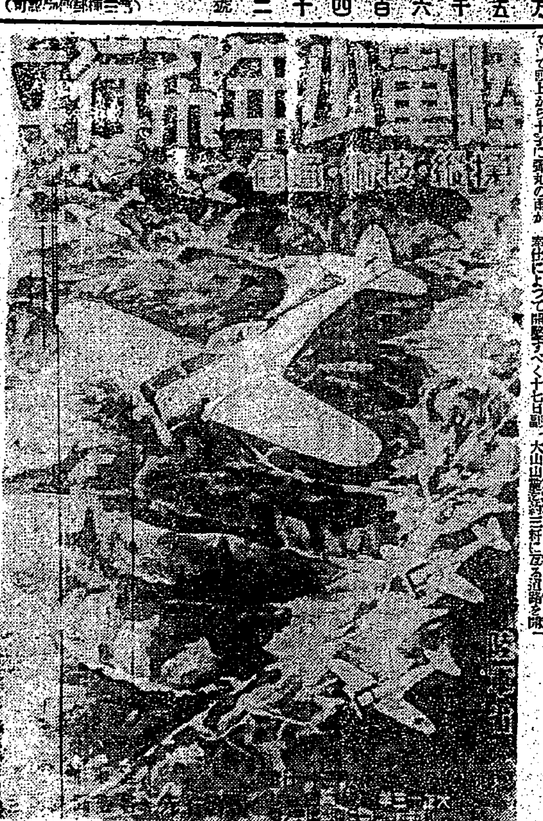

陸軍少年航空兵募集ポスター

『動報』新竹訓練所」新設
鹿場大山自動車道開鑿に奉仕
柴山副總監入山現地へ

新竹州下の鹿場大山は阿里山につぐ有名な大檜林があるが決戰下[illegible]增強の一翼をになつていよいよ[illegible]の手により斧鉞を加へる事となり明年度早々伐採事業に着手すべく準備を進めてゐるが切り出された檜材を搬出する自動車道路を[illegible]奉公隊員、[illegible]の奉仕によつて開鑿すべく十七日[illegible]柴山副總監は[illegible]および地元州[illegible]と現地に於て打合せを行ふと共に現場を視察のため十七日[illegible]同入山した、その[illegible]により[illegible]年隊としては井上溫泉附近に遲くとも今秋十月中旬迄に隊員三百名を收容し得る「新竹訓練所」を新設し同溫泉から鹿場大山山麓迄約三粁に亘る道路を[illegible]せんとの計畫である、これが[illegible]現し道路が完成すればそれより[illegible]軍用道又は索道によつて[illegible]の伐採場と連絡し、切り倒された檜材は軍用道又は索道によつて山麓迄搬出され、更に自動車でどしどし平地に搬出される事となるわけである

山頂に見事奇襲降下
ム統帥救出 親衛隊副隊長苦心談

【ベルリン十六日發同盟】ムッソリーニ統帥幽閉の山荘を突止めたのはドイツ親衛隊のスコルツェニー副隊長であつたが、同氏は十六日その苦心を次の通り語つた

自分は幸ひイタリア語を自由に話し得るので變裝してイタリア水兵等と酒を飲んで

內偵

したところが統帥が地中海の一小島の別莊に幽閉されてゐることがバドリオ降伏の前日になつて判明した、自分はこの情報に基いて直ちに水雷艇を以つて救出に赴いたが統帥は同日拂曉水上機で他方面に運び出されたあとで既に藻拔けのからとなつてゐた 我々は再び搜索を初めからやり直さなければならなかつた、各方面に斥候を派遣した結果グラン・サッソ山中のホテルが怪しいと云ふかすかな手懸りが得られた、又斥候はグラン・サッソ山頂に通ずるケーブル鐵道の山麓驛がイタリア憲兵に依つて嚴重に警戒されてゐる旨報告をもたらした、自分は直ちに飛行機で着陸地點の有無を偵察した、統帥救出の計畫には親衛隊員十八名が選りすぐられ更に有力な落下傘部隊が參加することとなつた、統帥を護衛してゐた有力なイタリア憲兵隊がドイツ落下傘兵に一發も

發砲

しなかつたことは全く奇蹟であつてこれはイタリア兵の多くが突然に出たため狼狽がドイツ兵を反同盟軍の落下傘部隊と誤認したからであると思はれる 落下傘部隊は降下と同時に山上の一角から障害物を除去して「こうのとり」機の着陸を可能ならしめた、統帥を監視してゐたイタリア兵は數的に我々より遙かに優勢だつたが我々は迅速果敢な行動に依つて速かに統帥を救出する事が出來た、統帥は我々の歡呼のうちに「こうのとり」機に乘込まれ、同機は非常に困難な地形を克服して危險極まる離陸に成功した、統帥の搭乘機が離陸に成功した瞬間統帥に任じてゐたイタリア憲兵隊長は自分の許に走り寄り葡萄酒の盃を擧げ「勝利者に」と述べて乾盃した

見てください もうこんなに元氣です —南方のある陸軍病院風景—

南方戰線で活躍して名譽の負傷をうけた○○部隊の勇士たちのため[illegible]病院に送られた[illegible]たちのため[illegible]として日夜慈母の如く或は姉となり妹となつて[illegible]心に立働くインドネシヤ女性の心情のうるはしさに[illegible]部隊長は大いに感激してゐる【寫眞は病院內部風景で回復の日も近く元氣で過ごす勇士たち（上）インドネシヤ看護婦の熱誠あふるる看護ぶり（下）】

來攻の敵邀擊破摧
重慶獨立第二十旅徹底的に潰滅
和平軍も參加武勳擧ぐ

【汕頭支局特電十七日發】現地軍發表＝[illegible]汕頭周邊地區に蟠居せる重慶軍獨立第二十旅は去る六月上旬我が軍の[illegible]攻擊にあひ潰滅的損害を受け且つ旅長[illegible]以下一團大隊の[illegible]和平軍參加があり加ふるに潮汕地の二大[illegible]日夜平和[illegible]に反攻を行ひしめたり[illegible]たのみ軍を糾合し去る九月十一日[illegible]雪辱と失地回復の爲め兵力の優勢を[illegible]十旅の[illegible]するのを待ち[illegible]は新に第百八十六師を廣東北邊地區より派遣すると共に獨立第二十[illegible]命せられ[illegible]蠢月山を我が軍により奪取せられ[illegible]

これに對し我が軍はこれを陣地前において迎擊、先ず[illegible]兵團に對し致命的打擊をあたへ[illegible]に進んで敵の[illegible]たる磐石山大本營の陣地を一擧に突破して敵を揭陽方面に潰走せしめたるのみならず敵の人的物的戰力に潰滅的打擊を與へたり

反抗

意志を徹底的に破壞したる[illegible]本作戰には汕頭地區駐屯の中國國民政府和平軍も參加し我が軍と協同、[illegible]々たる[illegible]果を收めたのであつた

學徒三千諸栽培に出動
食糧增産に淨汗御奉公

【新竹電話】新竹市內各學徒奉公隊では[illegible]市內牛埔山附近の官有地二十餘町步の山林原野を借り受けて夫々奉公農園として耕作すべく學徒を動員して土地の開墾を行ふと共に甘藷の栽培に努め何れも[illegible]甘藷、落花生を[illegible]ることとし目下[illegible]中であるが一日も早く完成し[illegible]に負けない收穫をしようと[illegible]學徒達は張切つてゐるが來る二十一日を期し[illegible]學徒隊員三千餘名總出動して[illegible]に[illegible]することに決定した、此の日は[illegible]長たる江藤市尹も自ら出馬、[illegible]學徒を督勵すると共に[illegible]率先汗を流す筈である

全島大學高專卒業式日取り

決戰態勢へ—臺北帝大學部本年度の卒業式は來る二十五日午前十時から同大講堂で[illegible]されることと決定した、當日は長谷川總督が[illegible]臨[illegible]たる訓示を與へる[illegible]を決定せる[illegible]卒業式日取は左記の通りである

◇臺北高商　二十三日午前十時、[illegible]

◇臺南高工　二十六日午前十時

◇臺大附屬醫專及び同大[illegible]　二十七日午前十時、西村文教局長臨席[illegible]

◇臺中高農　二十八日午前十時

全島國校訓導資格向上講習會終る

文教局では去る八月三十一日から臺北師範本科で全島國民學校訓導に對し[illegible]のため[illegible]向上講習會を開催中の所十七日をもつて終了、午後二時半から西村文教局長臨席の下に修了式を擧行、[illegible]懇切なる訓示があつた、同[illegible]會は本年度中に引續き二回、三回を開催する筈である

大日本銃劍道振興會中央第三分會發會式

大日本銃劍道振興會臺北市中央第三分會の發會式は十八日午後四時から新公園音樂堂に於て擧行式後同會役員[illegible]部入江、[illegible]川、野口、中村、杉原諸氏が[illegible]、銃劍の型を[illegible]し[illegible]試合が行はれる

臺北青年學校教練查閱實施

臺北青年學校の本年度教練查閱は二十二日午前九時から臺北市川端公園で有田臺北聯隊區司令官臨席の下に晴雨に拘らず實施される

父母や恩師、後輩に示す"錬磨の卓技"
『鄕土訪問飛行計畫』決る

【東京發】[illegible]は三日後に迫り[illegible]方面の準備は着々進められてゐるが、陸軍少年飛行兵の鄕土訪問飛行計畫が十六日[illegible]から發表された、今度の鄕土訪問飛行は第一回目、南北太平洋に大陸に、日夜航空決戰が展けられ一人でも多くの操縱士、一機でも多くの飛行機が今こそ必要であり このために全國民擧げて航空戰力の飛躍的增强に向ひ努力してゐる秋、この度の訪問飛行の意義は一層大きいものがある 少年のひたむきな熱情を傾けて日頃鍛へた航空精神と技能を親兄弟、出身國民校の恩師、後輩達に示す日を夢見て今少年飛行兵達は胸を躍らせてゐる、これを迎へる鄕土の人々の感情もまたどんなに深いことか、訪問飛行の要項は練習機（一部他機種も使用）に少年飛行兵及び生徒が乘り[illegible]を行ひつつそれぞれの出身鄕土、國民學校上空を飛行する、これには教官若くは助教が同乘するが、操縱はもとより飛行兵、生徒が行ふもので、この際「神州男兒の行くところ一路航空隊へ」と大書し、これに陸軍少年飛行兵の資格その他を書いた陸軍航空本部のビラを大空から撒布する、このビラでは「年齡大正十五年四月二日生れから昭和五年四月一日まで」となつてゐるが、この「十五年」は誤りで、正しくは十三年であるから[illegible]陸軍航空本部では望んでゐる、なほ鄕土訪問飛行のほか一部飛行學校では航空日當日[illegible]を國民學校生徒に呼びかけることも計畫されてゐる かくて陸の[illegible]のほか[illegible]、羽田、名古屋、大阪、福岡、[illegible]大津の各學生航空訓練所などの[illegible]校訪問飛行は當日の大空に航空[illegible]が乘られるだらう、但し當日天候不良または[illegible]されれば翌日に延期され、その日も同樣ならば飛行は中止される、訪問飛行する學校とその擔任區域は次の通り

イ、水戶陸軍航空通信學校（關東地方、茨城縣）ロ、宇都宮陸軍飛行學校（關東地方、福島、山形兩縣）ハ、熊谷陸軍飛行學校（關東地方、長野、新潟兩縣）ニ、所澤陸軍航空整備學校（山梨を主として靜岡縣の一部）（ホ）大阪陸軍航空整備學校（近畿、富山、石川、福井、滋賀各縣、京都府）へ、大刀洗陸軍飛行學校（九州地方、山口縣、島根）ト、濱松陸軍飛行學校、本校は飛行機のみ提供、乘員は所澤、岐阜兩校から飛行擔任地域出身者が派遣される（靜岡縣の一部、愛知縣及び京都府を除く近畿地方）チ、西部第百十六部隊、本部隊は飛行機のみ提供、乘員は大刀洗校から飛行擔任地域出身者が派遣された（山口縣を除く中國地方及び四國地方）

高等農林校臺中へ
十月一日 職員、生徒臺北發移轉

足掛け二十五年、親しまれて來た臺北の土に離別して[illegible]大正八年臺北に[illegible]され高等農林學校として發足、大正十一年總督府高等農林學校となり、更に昭和二年[illegible]臺北帝大農林專門部として幾多の歷史を[illegible]た本年四月臺中高等農林學校として獨立を見、中部臺中市に新たな發足を見ることとなつた[illegible]移轉は永く臺北の土に歷史を殘して愈々來る十月一日を期して行はれることとなつた、職員、生徒一同は出發に先立ち三十日臺灣神社に最後のお別れを[illegible]、[illegible]生徒代表が總督府始め關係方面に移轉の挨拶をなし十月一日早朝の列車にて全校（一年、二年生）二百の生徒は武裝の上全校[illegible]打てろつて[illegible]市民の[illegible]裡に臺中入りをなすこととなつた、同日一行は臺中市街と共に臺中神社參拜、知事、市長へ挨拶の後、新校舍にて開校式を擧行するが、同日は文教方面からも臨場に赴く手筈となつてゐる、尚職員家族も十月中旬は十一月には全部移轉出來る運びとなつて居る、右移轉に際し[illegible]では次の如く語つてゐる

當日臺中市では[illegible]始め各中等學校生徒が驛頭まで出迎へてくれるといふことを聞き恐縮してゐますが、今回の校舍の移轉に關しては終始多大な[illegible]の下に[illegible]のない時にあの樣な立派な落沿いた校舍を造つて貰ひ得たことも當局を始め官民各位多大な御支援の賜として[illegible]長を始め、一同感謝してゐる次第であります、吾々は[illegible]より

知事

を始めとする臺中州官民各位の期待に副ふやうな學校を造りたいと考へてゐます、十月一日臺中に赴いた全生徒の內半分は楠町の學寮並に[illegible]會館に泊り、殘りの半分は荷物があるので再び臺北に戾り[illegible]荷物の全部を運ぶ迄に九日か十五日はかかると思ひます、學寮其の他の生徒の收容方法については十分に考へて居ります

船釣太公望に福音
船賃、被傭賃金を適正化

[illegible]の[illegible]、[illegible]の陣容を[illegible]り乘組員[illegible]のため臺北近郊は[illegible]る[illegible]太公望で賑ひ、淡水でも[illegible]たる

大洋

に挑んで小漁船を乘出す愛釣家が[illegible]大[illegible]ひを[illegible]してゐるが、一部無自覺者と惡質船頭のばつこによつて船賃が高騰し[illegible]同好者に[illegible]の巳むなきに至つてゐるので淡水[illegible]の[illegible]により遊漁[illegible]明朗化と不正釣士の[illegible]を[illegible]る爲め[illegible]を以て客を引受ける漁師を以て淡水[illegible]組合を結成せしめ[illegible]傭賃金の適正化を[illegible]ると共に[illegible]並に[illegible]愛好者の[illegible]全なる娛樂の明朗化に寄與する事となつた、この組合の結成によつて[illegible]は一定され、[illegible]に行はれてゐた[illegible]の[illegible]も一掃する事が出來、愛釣家にとつては大いに

結成

された[illegible]は[illegible]會員六十五名で[illegible]は約[illegible]を守つて[illegible]する事になつて[illegible]臺北愛[illegible]があるが、今回新に[illegible]の會員を有する[illegible]の明朗化に[illegible]する事になつて

演劇興行の時間を短縮

【東京電】[illegible]なる決戰下長時間にわたる演劇興行は凡ゆる點から再檢討される立場にあつたが大日本興行協會では興行時間の短縮について十六日午後內務省で理事會を開き[illegible]は各府縣區々であるが興行時間を全國的に四時間以內に統一し、[illegible]時間も從來の四時乃至四時半を原則として五時以後とし、これを十月一日から實施することとなつた、また一方[illegible]映畫は從來大都市偏重で徒らに都市の[illegible]者を樂しませてゐる狀態を是正し娛樂の公平配分を圖ると共に[illegible]に優先的に提供することとなり現在の[illegible]映畫番組の順位を[illegible]都市へ重點を[illegible]くこととなりこれも十月一日から實施することとなつた

鄕軍耐熱行軍

[illegible]臺北市東部第一分會では十八日の滿洲事變記念日[illegible]、[illegible]耐熱を兼ね左の通り耐熱行軍を晴雨に拘はらず實施する

一、日時　十八日午後一時[illegible]山麓

二、行程　二十六・五粁

（註）[illegible]山—[illegible]—[illegible]林—天母溫泉を經て北投[illegible]（[illegible]）北投より[illegible]

和、陽傘の規格制限

【東京電】和傘不足の際に商工省ではこれまで規格が區々で配給に多くの缺陷があつたのでこれらの和傘を戰時型に[illegible]化して限られた資材の中にも數多く作る事となり[illegible]業者の惱みを解消する事となつた、和傘、蛇の目はこれまで六種あつたのを一種にして大きさも約[illegible]尺に縮小（小戰時型）[illegible]は[illegible]、九本を[illegible]に（大一尺九寸以上二圓十四錢中一尺八寸以上一圓八十九錢小、一尺六寸以上一圓七十三錢）に削減された、又各府縣への公平配給を期するため地方の和傘[illegible]において岐阜、三重、香川、和歌山等の主生產地の生產量と各府縣の人口を睨み合せて割當ることとなつたが、良い子や遠距離通學の[illegible]者には[illegible]主義が採られ、配給方法としては現在岐阜、香川、[illegible]各縣が切符制を[illegible]愛知、長崎縣では古傘引換制を行ひ何れも好成績ををさめてゐるので全國もこれに倣ひ適切なる配給の[illegible]が採られることになつた、なほ商工省では和傘品の[illegible]一掃を期しこれから和傘生產者名を記載されてゐるから[illegible]品は[illegible]なく小賣店へ申告する[illegible]してゐる

決戰の大空へ（2）

滑空訓練

空の[illegible]列車として[illegible]が地中海のクレタ島上陸に使用してから滑空機は[illegible]なるスポーツではなくなつた、直ちに兵器たり得るのだ、ニッサ エッサと引張つてピーンと張り切つたゴム索からサッと機體が離れると機は力强く芝草を蹴つてスーッと大地を離れる、[illegible]切つた大空を裂いて[illegible]の秋空をゆく時、操縱桿を握る若人の顔にはニッと會心の笑みが浮ぶ、俺は飛んだぞ！【寫眞は青年學校生徒の滑空訓練】

交換船グ號リオ港入港

【ブエノスアイレス十六日發同盟】リオデジャネイロ來電＝交換船グリップスホルム號は十七日リオデジャネイロに入港、ブラジル在留邦人を乘せたのちモンテヴィデオに向ふ豫定である

關西臺灣協會の義捐金增額

關西臺灣協會からはさきに臺灣風水害に對する救濟義捐金として一千圓の[illegible]があつたが其後更に五百圓を增額し一千五百圓を本社へ寄託して來た

於保乙彥氏

元臺北帝大附屬醫院長醫學博士於保乙彥氏は[illegible]官後市內見玉町で皮膚科醫院を開業してゐたが胃部に腫物を生じ帝大附屬醫院に入院中のところ十六日逝去した、享年六十六、遺言に依り醫學研究資料として十七日遺骸を解剖に附した、告別式は十八日午後四時三板橋町齋場にて神式に依り執行の筈

氏は佐賀縣に生れ明治三十七年京都帝大醫科を卒業、同四十二年渡臺、臺北醫院醫長を經て昭和十年醫院長となり、十三年退官した本島醫界の功勞者である

今夜の番組

【第一放送】▲六・〇〇、少國民の時間[illegible]、[illegible]めざせ大空▲六・三〇、吹奏樂、行進曲「航空日本」▲六・五〇、[illegible]▲七・〇〇、[illegible]▲七・三〇、[illegible]のたどる路▲八・〇〇、放送劇「航空日記」、ヴァイオリン獨奏アヴェ・マリア[illegible]▲九・〇〇、[illegible]を結ぶ（[illegible]）【第二放送】▲六・〇〇、少國民の時間（第一放送に同じ）▲六・三〇、家庭婦人の時間（五年生の時間）[illegible]▲七・〇〇、[illegible]▲八・[illegible]

明朝の番組

▲六・四〇、[illegible]▲七・三〇、ピアノ獨奏（[illegible]）「ワルトシュタイン奏鳴曲」▲九・〇〇、航空戰力强化と我々の覺悟（[illegible]）▲一〇・〇〇、幼兒の時間「[illegible]」

後三國誌
（206）

（出師の卷）

吉川英治作

矢野橋村畫

豆を煮く（二）

魏の孔明、[illegible]の[illegible]、これに比する者を、呉に求めるなれば、それは陸遜であらう。

陸遜は、呉の[illegible]師として、その中軍を荊州まで進めてゐたが、魏の諸葛亮が大敗した報をうけて「これはいかん！」と、早くも當初の作戰を一變して、新な陣容を工夫してゐた。

魏の出陣が、豫想以上迅速で、且つ、その兵力の旺盛なことも彼のやや意外としたところであつた。

「連年、あれほど[illegible]で、[illegible]を消耗してゐながら、[illegible]されたけの餘力を保有してゐるか」

と、底知れない魏の國力に、今更ながら悔かれた。

「序戰に敗れたのは、[illegible]の[illegible]

[illegible]

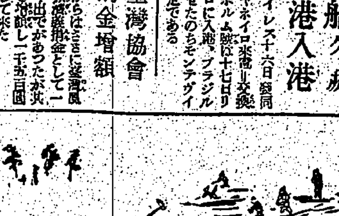

こんな病氣の方へ
▲手足不自由で步行困難
▲手足シビレ節々が曲り
▲脊骨突出し[illegible]
主治効能
骨膜炎
セキズイカリエス
關節炎
[illegible]
長壽[illegible]本舖

父從三位勳三等於保乙彥儀病氣ノ爲メ臺北帝大附屬病院ニ入院中ノ處九月十六日午後七時四十[illegible]分死去致シ候間乍略儀新聞紙上ヲ以テ此段生前ノ[illegible]等知各位ニ謹告候也

追而葬儀ハ十八日午後四時三板橋齋場ニ於テ神式ニテ相營申候

昭和十八年九月十七日

臺北市見玉町四丁目五二番地

嗣子（出征中）[illegible]定[illegible]

親戚代 池田又四郎

親戚代 堀內次雄

臺灣日日新報

本日夕刊共六頁

ブーゲンビル來襲
百四十四機こ交戰
地上も協力、卅三機撃墜

【南太平洋○○基地十七日發同盟】ブーゲンビル島に對する敵の空襲はますます頻繁且つ執拗を極めて去る十五日四F四U（ボートシコルスキー）グラマン戰闘機、P三九（ベル・エアラコブラ）B二四（コンソリデーテッド）等の戰爆連合約百四十四機以上の大編隊を以てブーゲンビル島に來襲したが、わが海軍航空部隊は同島上空においてこれに邀擊し地上部隊の對空砲火と協力してその三十三機を撃墜し他を遁走せしめた、わが方の損害は未歸還機一機及び地上施設に若干の損害を受けた、なほ同日夜間にはわが海軍はムンダの敵[illegible]

海鷲北濠ブロックス・クリークを急襲
飛行場や施設を爆破

【南太平洋○○基地十七日發同盟】わが海鷲は十五日未明より十六日未明にかけて前後二回に亘り北濠洲のブロックス・クリークを急襲、同飛行場、格納庫並に附近施設を爆破四箇所を炎上せしめ内一箇所より大火災の生ずるのを認め全機悠々歸還した

冀南の共匪に鐵槌
約一千を捕捉殲滅

【濟南十六日發同盟】山東河北省境一帯に蠢動し策謀を續けてゐる共匪部隊を剿滅すべく去る七日より行動を開始した我が部隊[illegible]

宿營中の齊子修匪
八百を包圍殲滅

【濟南十六日發同盟】去る七日從[illegible]

敵の蠢動を封殺
支那派遣軍週間戰況

【南京十七日發同盟】支那派遣軍週間戰況（九月十七日發表）[illegible]

二百圓限り買入れ
小額國債賣買制度改善
大藏當局談

【東京發】少額國債の賣買制度の改善について大藏省では十七日左の大藏當局談を發表した[illegible]

「中南米諸國に警告」
日本は米洲に干與せず
來栖大使 永遠の平和熱望

【東京發】特命全權大使來栖三郎氏は東京中央放送局より十七日午前九時半、午後零時五分、午後八時半の三回に亘り中南米に向け左の如き放送演説を行ひ曾つてラテンアメリカの諸國がその民族解放獨立のため戰つた如くわれ〳〵は今大東亞民族のため戰つてゐるのであると述べて米英の比島、インド、ビルマ等に對する搾取政策と帝國の大東亞解放政策と對比して米英帝國主義を暴露すると共に米國が汎米主義を自國の世界制覇政策の具としラテンアメリカ諸國をして米國のため世界と戰はしめんとしてゐる點を喝破、ラテンアメリカ諸國は再び獨立のために戰ふか米國の經濟的帝國主義の前に無條件降伏するか二者の一を選ばねばならぬ時が來るだらうと警告し更に日本は敢て米洲の問題に干與せざる如く米洲諸國が東亞の問題に干與せざる事を求めるに過ぎぬと帝國の東亞と米洲の間に永遠の平和を熱望する所以を明かにした、來栖大使放送要旨左の如し【寫眞は來栖大使】

ラテンアメリカ人諸君、約一世紀半の昔諸君の祖先がラテンアメリカ解放のために戰つた如く、われ〳〵は今大東亞解放のため戰つてゐるのである、從つて光輝ある南米獨立の英雄シモン・ボリーバル、サンマルチン、オヒギンス、スクレ等の名はその吉祥たるフニン、チヤカブコ、アヤクチヨ、マイプ等の名と共にわれわれの胸に燃ゆるが如きインスピレーションと力強い勝利の自信を呼び起しつつあるのである

南米獨立戰爭は植民地の討動と樂徳と

[illegible]

今猶一片の支那人排斥法

[illegible]

日本は最後の瞬間まで

[illegible]

インド四億の民の胸に

[illegible]

『從順なる從僕』となる

[illegible]

十一中全會閉幕
蔣獨裁劇の一幕に終始

【上海十七日發同盟】[illegible]

政治方面

[illegible]

經濟建設

[illegible]

戰後工業建設綱領

[illegible]

外資獎勵案

[illegible]

工組、商組の整備
成案を得て通牒發す

【東京發】商工省では去る七月二十日施行の商工組合法の施行以來時局の要請に即應し、從前の工業組合[illegible]

商工省發表

[illegible]

市場攪亂者を死刑
國府最高國防會議で決定

【南京二十一日發同盟】國民政府は十六日南京に於て第二十七次最高國防會議を開催[illegible]

英國の沒落は必至
パール・バック 米英同盟に反對論

【ブエノスアイレス十六日發同盟】ニユーヨーク來電＝目下米國内では米英兩國間の特殊同盟案が盛んに論議されてゐるが「大地」の著者として著名な女流作家パール・バックは十六日ニユーヨークで英國の沒落は必至だから特殊同盟條約締結に過ぎないと次の通り語つた

[illegible]

米英軍全く絶望
サレルノ灣戰闘激甚

【ベルリン十六日發同盟】サレルノ灣頭の戰ひは愈々ドイツ軍に有利に展開[illegible]

全國で大講演會
敵撃滅・言論報國會起つ

【東京發】[illegible]

滿國經濟顧問
小日山、西山兩氏

【新京十七日發同盟】[illegible]

大東亞省辭令（十七日）

[illegible]

けふの官報

[illegible]

リタ「ヘ」藥門專のスカバリ・ビキニ

[illegible]

最新刊
近松世話物全集
國民東洋歷史
森林害蟲學
陶淵明
アウタルキイの研究
廣域經濟論
綜合貿易年表
大日本帝國
大日本帝國
满洲國
東印度諸島
ビルマ
佛領印度支那
マライ
注文は書店へ
東京神田　富山房

謹告

一、昭和拾八年八月廿五日弊社ノ有隣生命保險株式會社合併ノ登記並ニ有隣生命保險株式會社解散ノ登記ヲ完了仕候

一、今般弊社定款變更ノ結果取締役會長及專務取締役ヲ廢止シ新ニ社長制ヲ設ケ下名社長ニ就任仕候

一、弊社ハ從來代表取締役ヲ特定不致候ヒシ處爾今下名等會社ヲ代表致スコトヽ相成候

昭和十八年九月十六日

東京都麴町區丸ノ內貳丁目拾六番地

明治生命保險株式會社

取締役社長　丸山英彌
常務取締役　山名義廣
常務取締役　上原正道

昭和十九年度
工場教科書
御採用の向は大至急御採用通報書を御送附下さい
大日本工業學會出版部
東京神田一ツ橋　學士會館內
航空機材料
初等電氣通論
明年度用教科書目錄進呈

新刊發賣中・青少年讀物
皇國の農人　二反長半著
戰ふドイツの少年
偉大なる王　野上彌生子著
お能の物語
神代の物語　佐野保太郎著
魚の國　寺尾新著
山の動物　室生犀星著
子どもだけの村　筒井敏雄著
小學館

社説

思想戰對策は自己反省から

米英の思想謀略については、これまで機會ある毎に指摘し、國民の注意を促して來たのであるが、最近、バドリオの裏切り行爲によつてイタリアが樞軸陣より脱落するに至つて、俄然國民の關心が昂まつて來たのは寔に喜ぶべき傾向といはねばならぬ。しかも、幸ひなことには、その對伊思想謀略も、將に危機寸前に於て、ドイツの電撃的措置によつて米英の敗退に終つた。いまさらの如くヒトラー總統の烱眼と、その天才的用兵作戰の妙に驚かざるを得ないのであるが、同時に又敵米英が、今次對伊謀略の失敗によつて今後手を替へ品を代へて、より巧妙に樞軸諸國に對して勿論、中立諸國に對しても執拗果敢に思想戰を展開し來るは必定であるから、吾等としても十二分之に對する準備を怠つてはならない。

◇

思想戰の狙ひは、新聞、雜誌、ラジオその他の宣傳方略によつて敵國民の戰意を喪失せしむるにある。いふまでもなく、戰爭はそれが敵であらうと味方であるとに拘らず、戰闘員が戰意を喪失した瞬間に於て終をつげるのである。從つて戰爭目的はつねに『敵の戰意を挫く』ことにあるのであつて、その方法手段は敢て問ふところでない。而して、近代戰は國家總力戰であるが故に戰闘員が單に軍人に限らず、銃後國民のすべてが戰闘員であつて、その戰闘員、即ち銃後國民が戰意を失ふことは、同時に戰爭の終焉を意味することは謂ふまでもないところだ。そのもつとも手近な例が、イタリアである。從つて、敵が思想戰を展開するに當つて、第一線戰闘員に對する苛烈なる武力戰とともに、銃後國民大衆を對象として主力をそそぐことは固より當然のことといはねばならぬ。吾等が、戰を大にして敵の思想謀略戰を砕成せよ、と國民に訴ふる所以は實にここにあるのである。

然しながら、如何に敵が巧妙に且つ執拗に思想謀略を行はんとしてもわれに乗ずべき寸分の隙もないならば、折角の敵謀略も徒勞に歸せざるを得ぬ。之を譬ふれば結核菌の如きものであり、例へ感染しても肉體にして健全であるならば、病菌の育つ餘地なく却つて死滅し終るが如く、國民の思想にしても健全であるならば、敵の乗ずべきところがないのである。換言すれば、敵の思想、謀略が功を奏するのは自分自身のうちに敵の乗ずべき間隙、即ち病菌の培養源を有するからであつて、イタリアの如きはその顯著なる例と謂ひ得るであらう。從つて敵の思想謀略に對する最も適切にして效果的なる保防方法は、敵の病毒を未然にこれを消滅せしむるに如くはない。然らば所謂思想對策とはしてわれみづからのうちに潜む病菌の培養源を徹底的に檢討糾明しつねにわれみづからを深く反省することにあると謂ふことができるであらう。[illegible]「われ」として反省することが、當面思想戰對策の基本的命題であらう。

統制組合等統合

本島でも近く統制會社令施行と共に急速斷行

平和經濟から戰時經濟への急轉換[illegible]統制會社令[illegible]本島に於ける[illegible]急速に斷行されるものと見られてゐる、本年六月末に於ける本島主要統制會社並に統制組合を業種別に[illegible]と次の通り[illegible]に上つてゐる

	統制會社	統制組合
△食料品部門		
米穀	一	四
砂糖	一	三
茶	二	一
鰹節	一	六
味噌醬油	―	二
菓子	―	
青果	一	一
罐詰	三	二
△金屬機械部門		
鐵鋼	四	三
故銅鐵屑	一	―
機械	二	八
△纖維及同製品部門		
綿	―	三
棉花綿	一	三
纖維製品	一	五
絲	一	六
△化學製品部門		
ゴム製品	三	四
皮革及同製品	三	―
石鹼	二	―
藥品類	一	二
肥料飼料	―	三
紙類	一	二
△雜貨部門		
陶磁器硝子	一	一
雜貨諸雜器具	二	―
△燃料部門	二	二
△土木建築部門	―	五
△交通運輸部門		
運輸	一	三
海運	一	一
△貿易部門	二	三

（備考　統制組合には協會、統制會等を含む）

本年度百戶 五百名入植

督府移民事業擴充

[illegible]本島に於ける內地人農業移民事業は[illegible]官營移民村は十五箇村戶數千六百戶、人口八千二百人を[illegible]

要綱

應募者の資格　應募者は次の條件を具備する者たること

(一)年齡二十歳以上五十五歳未滿の男子にして身體強健なる者たること

(二)現在自ら農業に從事する者又は農業に十分の經驗ある者たること　但し適當と見認むる者は此の限りに在らず

(三)有家族者にして家族と共に移住し永住の意志確實にして[illegible]者たること

(四)移住地迄の旅費を除き三〇〇圓以上を現金又は郵便貯金にて携帶し得る者たること

應募手續　應募者は左の書類を添へ[illegible]に提出すること

(一)移住保護申請書

(二)移住誓書

(三)市町村長（在鄉軍人にありては聯隊區司令官）の證明ある身元調書

(四)戶主及同居者の同意書

(五)應募者並に其の家族の戶籍謄本

(六)移住する者（乳兒を除く）の[illegible]（右用紙は[illegible]に問合せること）

募集方法　總督府より係員出張し[illegible]

(一)募集の時期　自昭和十八年十月至十二月

移住の時期　昭和十九年二月中

政府の保護　移住を許可せる者に對しては左の保護を與ふるものとす

(一)補助金の下付　一戶當二、五七五圓の補助金を下付す尚此の外移住地迄の汽車汽船三割引の割引證を交付す

補助金內譯

家屋建築費	二、一〇〇圓
農具役畜購入費	四〇〇
飲料水施設費	七五
計	二、五七五

(二)土地の貸渡　土地は一戶當官有地約四町歩乃至五町歩內外を貸付て其の代金は十箇年間に無利息年賦償還の方法に依り貸渡するものとす

移住地　移住地は臺灣の中南部の平坦地にして市街町に近く衞生狀態比較的良好にして交通は便利なり

問合　以上は本年度募集の大要を記したるものなるが不審の點は臺灣總督府殖產局農務課に問合すこと

食糧增產戰士の士氣昂揚

衣料面から優遇

戰力增強の根底を成す食糧の緊急增產は決戰國家の至上要請で[illegible]農業人口三百餘萬の本島農業戰士の[illegible]特筆すべきものがあり、當局ではあらゆる施策を敢行してゐるが府[illegible]では[illegible]衣料面より士氣の昂揚を圖ることとなり、特に農山漁村民作業衣の特配織物及びスフ指定生產品を各州廳を經由して[illegible]組合又は農事實行組合に配給、[illegible]することになつた、從來[illegible]良質の織物を農山漁村民に配給したが、由々にして圓滑公平に配給されてゐない憾みがあるので同課では配給當局者の全面的協力を希求しており、今月中に左記の特配品を發送する豫定である

特免綿織物約一萬五千反、スフ指定生產品約一萬反

コバルト製造

東邦金屬の整備擴充

さきに和田盛一氏に代つて東邦金屬社長の要職に就任した[illegible]氏は[illegible]來臺中のところ用務を終へ十七日空路歸京の途に就いた、氏は同社の事業[illegible]と今後の事業方針に就て次の如く語つた

[illegible]

商工經濟會 中央、地方の二本建

商工統制組合 單獨機構と聯合會

督府當局 立案を急ぐ

戰時經濟遂行上に於て[illegible]

[illegible]

「新高荷役倉庫」

二十一日創立總會を開催

[illegible]新高荷役倉庫株式會社を設立すべく[illegible]加藤恭平氏を中心に設立準備を進めつつあつたが諸般の準備を完成したので、いよいよ來る二十一日臺北鐵道ホテルに於て創立總會を開催、定款案の承認役員の選任等を行ふ事となつたが設立認可を俟つて大體十月一日より業務開始の豫定であり十九年度上半期までに倉庫、[illegible]、荷役用具等を整備し下半期即ち[illegible]

全島產組貯金著增

[illegible]十五日現在の全島產業組合貯金[illegible]

貯金貸付金調（單位千圓）（八月十五日現在）

	組合數	貯金	貸付金
臺北	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新竹	[illegible]	[illegible]	[illegible]
臺中	[illegible]	[illegible]	[illegible]
臺南	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高雄	[illegible]	[illegible]	[illegible]
臺東	[illegible]	[illegible]	[illegible]
花蓮港	[illegible]	[illegible]	[illegible]
澎湖	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]
前月	[illegible]	[illegible]	[illegible]
前年同月	[illegible]	[illegible]	[illegible]

味噌價格改訂

（東京經）味噌の公定價格は去る十五年八月設定して以來三箇年餘に[illegible]

臺中州の砂糖配給懇談會

（臺中）[illegible]

一、主要食糧[illegible]

二、從來の砂糖[illegible]

三、砂糖[illegible]

四、毎月の砂糖[illegible]

五、砂糖[illegible]

六、砂糖[illegible]

今後內地依存を脫却

南方とのブロック結成へ

臺灣の生產力增強

臺拓社長歸臺談

[illegible]

第三は[illegible]

具體的[illegible]

食糧局事務打合會

[illegible]

ジルコン採掘

稀元素工業廿日頃創立總會

[illegible]

戰決

「つはもの」にかへれ

[illegible]

衣料統制の意義

今後に殘る最大の課題

[illegible]

贅澤品[illegible]

其結果[illegible]

しかし[illegible]

從つて[illegible]

流行の[illegible]

日米第二次居留民交換船帝亞丸出帆　乘船する居留邦人（寫眞上）と所持金の交換＝臺灣總督府許可濟第一〇一號

商工關係統制會社

現狀と整備の課題

商工省關係會社の現狀

[illegible]

化學局關係　[illegible]

金屬局關係　[illegible]

纖維局關係　[illegible]

燃料局關係　[illegible]

交易局關係　[illegible]

統制會社整備の課題

[illegible]

專賣局第二回技術協議會

[illegible]

臺灣自動車運送事業組合創立總會

[illegible]

日本一完備せる手紙大寶典

別冊付錄（四册附）

組合せ新案辭典式絶好無比の名著

特價二圓七十錢

[illegible]

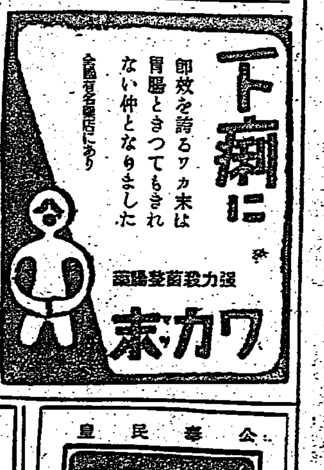

皇民奉公
貯蓄
●働いて得たよろこびを
●國に報いるよろこびへ
四億圓
臺北 臺灣ゴム株式會社

皇民奉公
銃後國民健康錬成
強く・明るく逞しく
臺北 株式會社共益社

皇民奉公
增產だ
もう一機
もう一艦
臺北 高島屋臺北出張店

皇民奉公
たゞひとつ
あらゆる物を聖戰へ
臺北 臺灣縫付地下足袋工業組合

皇民奉公
防諜
軽い口
秘密の出口
臺北 臺灣用達株式會社

皇民奉公
烈苛……絶凄
鐵 十 血
前線の將兵に應へて
一億總蹶起
兵器を送れ
臺北 實業信用購買利用組合

皇民奉公
銃後も戰場だ
大東亞戰爭完遂
土國のこ 空のこ れ守
臺北 日商產業株式會社

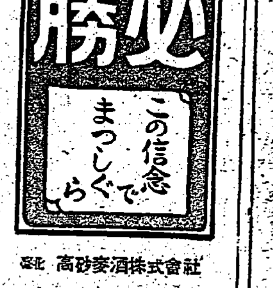

皇民奉公
必勝
この信念でまっしぐら
臺北 高砂麥酒株式會社

科學の急速進展へ

學術研究會を中心に中央委員會

安藤大政翼贊會總長談

[illegible]

小運送統合打合會を開く

[illegible]

皇奉支部長[illegible]

[illegible]

模型航空機競技會

[illegible]

暴風雨災害義捐金（三八）

千五百圓 [illegible]

[illegible]

株式名義書換停止公告

[illegible]

昭和十八年九月

臺灣製糖株式會社

科學の急速進展へ

學術研究會を中心に中央委員會

各大學研究機關に委員會を組織

安藤大總長 總長會議を語る

安藤大總長

〝研究動員會議〟の重大なる局下にある大學各研究機關に要請された〝科學研究の緊急方策要綱〟をめぐる大學總長會議に出席のため上京中であつた安藤臺北帝大總長は十七日夕刻空路歸臺したが右會議の狀況につき次の如く語る

◇…要するに今度の主題をなす科學研究に關する緊急方策要綱が閣議で決定になつたについて、文部省、各大學研究機關が共同動員に協力するといふことが會議の主題であるが、閣議の決定といふことを繞つて[illegible]を通じて一段をなすところに重要なる意味をもつものである、要するに現下の戰爭は科學戰であつて、この科學戰においてどうしても勝利を得るといふところに重大なる問題があるが科學研究に從事するものは一致協力從來のやうなやり方を一新して國家の要請に應へなければならないことはいふまでもない、さういふ意味からして如何なる方策をとるかが差當つて問題となるがその具體策としては從來の學術研究會議を中心として中央部に中央委員會を設ける、この中央委員會の組織については目下研究されつつあるが中央委員會ではどういふ研究をなすかといふといかなる題目が目下研究の急を要するものであるか、どの方面においてどういふ研究を急いで進めなければならぬかといふ根本的な方策を樹立し、それに即して行くやうになるのである、其委員會の中心となる學術研究會においても從來のやうなやり方でなしに學術研究會なるものにおいてこれを統制し研究することが必要なるはいふまでもない

◇…新たなる組織の下に改組された學術研究會を中心として中央委員會に對してその組織の下に各大學研究機關に委員會が組織されることになる、其大學各研究機關における委員會において如何なる題目を取り上げるべきか、いかに科學研究を促進せしむべきかそれ自體の問題として取上げるのである、それと同時にその委員會には中央委員會に新たなる研究題目や重要性を帶びた題目を建議する權能を持つことになる、かくの如く中央委員會と各大學研究機關が相提携して國家の要請に順應して[illegible]研究に邁進するといふことになるのである

◇…いかなる題目が重點的なる題目となるか、これは現下の戰局が科學戰の高潮に達してゐる眼前の事實が示してゐるやうに軍の要請が主體になることはいはずして明かである、しかしかくの如くいへば基礎的研究の如き閑却されるといふことも考へられるが、その點については基礎的研究といはれる部門に關するものであつても[illegible]りである

◇…以上のやうな趣旨の下に研究者、技術者を動員して急速なる科學の進展を計るに當つて、差當り問題になるのは研究體制の確立、すなはち研究員及び研究資材の確保を如何にすべきかといふことであるが、これについても政府當局は十分に力を注ぐといふことを言明してゐるのである

[illegible]

◇…右のやうな[illegible]の[illegible]に伴つて外地における大學各研究機關も政府當局によつて[illegible]されてゐるのである、外地の大學各研究機關の從來の研究を基礎とした急速な科學の研究に對する[illegible]が十分になされなければならぬことはいふまでもない、文部省等においても內外地の差別を設けずに[illegible]ことであるから

無敵海軍の威容

お山の人々に知らす

十一月末まで巡回映寫

[illegible]の施設に惠まれない山地[illegible]の僻地にあつて孜々營々[illegible]する人々を慰問してその[illegible]と共にこの大東亞戰爭において世界戰史に比類のない大戰果を打ちたて[illegible]無敵帝國海軍の威容を目の當りに紹介して[illegible]の人達は大喜びで映寫班の訪れを首を長くして待つてゐる

府[illegible]、交通局等の協力を得てきる一日から十一月末までの三箇月間の豫定で映寫班を各地に派遣、無料巡回映寫を行つてゐるが、映寫は武官府より提供の「海ゆかば」「ハワイ、マレー沖海戰」その他世界に誇る帝國海軍の威容を收めた[illegible]

後一時[illegible]したが、氷春早々には花蓮港木材に依る木造船が大東亞の海に堂々雄飛するであらう

學徒の美擧【宜蘭】宜蘭[illegible]では中部地方の風水害罹災者に對する見舞金を生徒一同が醵出した、百二十九圓を十六日本社支局へ寄託した

あす國防訓練大會

國防訓練大會臺北州支部後援會は十九日午後臺北市內四箇所の會場で開催されるが、種目及び開催場所は左の通り

◇相撲　圓山[illegible]午後一時三十分試合開始

◇柔劍道　武德殿臺北州支部演武場（州廳構內）午後一時三十分試合開始

◇銃劍術　新公園、午後一時三十分試合開始

◇自轉車　臺北州廳、基隆市役所間往復、午後一時州廳前出發

なほ當日參加者は全部午前零時三十分まで州廳中庭に集合することになつてゐる

全臺灣籠球鍊成大會

全臺灣籠球鍊成大會は十七、八の兩日と來月二、三日の四日間に亘り臺北で開催されるが十七日午後二時からは中等男子及び女子部が臺北一高女鐵天籠球場で、一般男子部は十月一日午後二時から臺北高校籠球場でそれぞれ行はれる

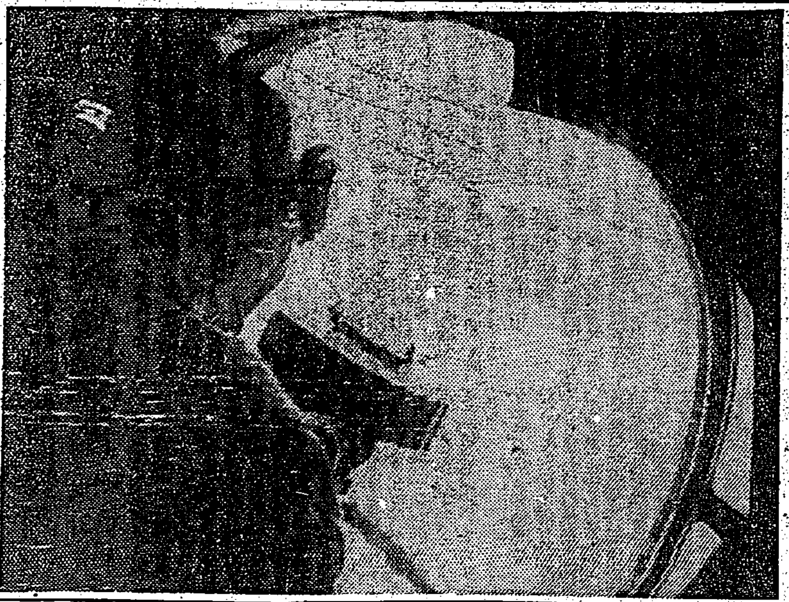

ソロモン決戰場を征く

【同盟特派員撮影】（海軍省許可濟第一〇一號）

敵の遺棄死體一千

反攻の重慶軍に大鐵槌

【汕頭支局特電十七日發】現地軍發表＝陸軍部隊は汕頭東方地區に九月十一日夜半全面的反攻を企圖した重慶軍に我が部隊は[illegible]もその計畫は見事に粉碎したが、本作戰に[illegible]十六日までに判明せる戰果左の如くである

敵遺棄死體一千名、捕虜多數、鹵獲兵器迫擊砲二、擲彈筒十九、重機五、輕機六、小銃二百六十[illegible]その他多數、我が方の損害は極めて輕微にして士氣ますます旺盛なり

木造機帆船の起工式を擧行

【花蓮港電話】造船報國を目ざす東亞造船株式會社では地元資材に依る計畫造船（木造機帆船）〇隻の起工式を十七日午前十時四十分から花蓮港市米崙の造船工場で擧行した、督府から[illegible]交通局[illegible]山下造船課長[illegible]、花蓮港市長、近藤[illegible]、民間側から[illegible]その他多數官民列席し[illegible]、修祓、降神、獻饌、祭主祝詞奏上ついで[illegible]最初の鉞を[illegible]に打込み、終つて各代表者の玉串奉奠、ついで山本[illegible]の挨拶、[illegible]部長の祝辭等あつて散會した

小運送統合打合會を開く

[illegible]小運送統合打合會を[illegible]より[illegible]

皇奉支部班長會議開く

【花蓮港電話】皇奉[illegible]支部では十[illegible]

模型航空機競技會

【宜蘭】宜蘭[illegible]の模型航空機競技大會が廿日午前九時から宜蘭[illegible]開催されるが參加機種はF、G、[illegible]の三機種で[illegible]

[illegible]

ノクトビジョン

科學兵器として登場

軍事知識

我々人類は昔から暗い闇をみるために、松明、ローソク或はカンテラを考へだして電燈の發明によつて暗に明かりを照らしだすことが出來るやうになつた、又特に遠方をみる爲には探照燈の様な強力な發光體を用ひて有效にその目的を達してゐる、しかしこれらは眼に感ずる光を發射する爲によつて秘密より反射する可視光線を肉眼なり或は双眼鏡を用ひて視る方法であつて相手が生きもの[illegible]の場合は、今自分は何者かに見られてゐる事を察するし、第三者によつては何か物をみてゐるな……と云ふ事を感知される、ここにもし我々が他の者に氣づかれずに、暗闇に於て相手を見る事が出來れば、その效果は絕大なものがあり、その利用面も甚だ大きい、殊に軍事上に於ては尙更である、然らばこの様な事が出來るであらうか……と云ふと我々の科學は最近十年間にこれを可能ならしめたのである、我々の目は相當暗闇に於て、肉眼では見えない場合でも見える、と云はれ、又明るい強力な照明に依れば可なり暗くなつても物が見える、しかしこれは可視光線（普通の光と思へばよい）に感ずる眼の感度が上つただけでこの程度では到底暗闇に出來る迄には到らない

光線　（[illegible]）は[illegible]

若し我々が暗闇に於て一般に光を感じない光に依つて相手を照射しその反射光を眺めて[illegible]を作り出すならば同者にも感知されずに暗闇にて物を視る事が出來る、肉眼に感じない光として紫外線、赤外線等があるが、これらの目的には適しない、赤外線は空中に於いて[illegible]に比し[illegible]が少い事が

證明　されてゐる、赤外線は赤外線寫眞によつて探照出來る[illegible]に[illegible]で遠方の山でも寫し出す事が出來る、かつて大阪より赤外線寫眞によつて富士山を撮影した事があつたと記憶する、以上の如く暗闇に於て感知されずに物を視る場合、赤外線照射を利用する方法があるが暗ければ[illegible]を要するので[illegible]を行ふには便利であるが直接するところが出來ない、そこで[illegible]したのがノクトビジョンである、つまり「ノクト」とは「夜」、「ビジョン」とは「視る」の意であり[illegible]には暗視と云ふ[illegible]が用ひられてゐる

では暗視裝置とは何んなものだらう、これを一般に[illegible]く說明する[illegible]しい、元々これは

例の　テレビジョン研究の副産物でありこのテレビジョンたるや物理學、電氣學中最高級の知識を要するからである、しかし一般には其原理を知る必要はない、このアウトラインを知ればよい、で先づ[illegible]の如く今①なる矢印の物體に矢の方向より赤外線を照射する、そしてこれにノクトビジョン裝置を向ける、するとこの裝置の前面に②なる[illegible]の如きレンズ②があるのでその[illegible]③には[illegible]（[illegible]と云ふのは明暗の[illegible]である）を[illegible]みえる[illegible]にする爲めに不可視光線用のレンズ④がありこのレンズの[illegible]には赤外線があたると

螢光　を發する様な物質（[illegible]はこれが眼野である）で

出來たピントグラスがある[illegible]不可視光線の[illegible]が[illegible]出來るのである、從つて赤外線があたると螢光を發する物質と云ふのは一九三〇年米のコラーによつて發見せられたのかと[illegible]のノクトビジョンを可能にしたいた[illegible]である、以上がノクトビジョンの原理である、故にノクトビジョン裝置は目標物に照射すべき赤外線の光源とそれによつて反射されて來た赤外線の[illegible]を可視像になるもせしむべき[illegible]のが入用であり此等を總稱してノクトビジョン[illegible]と云ふのである、これが兵器として利用されると近距離であれば[illegible]天の[illegible]可能でありこの[illegible]る[illegible]を行く[illegible]得るが[illegible]な遠しの[illegible]とも[illegible]研究して居るものであるから

斷言　は出來ないが各國[illegible]メリカの各種新兵器を見て[illegible]

[illegible]される如く用兵上不利な[illegible]兵器が用ひられてゐる[illegible]と技術者とが協力せず[illegible]された、新兵器の多い[illegible]から[illegible]して[illegible]に實用化されてはゐないと思はれる、その[illegible]日本の科學者によい、最後に一言すれば敵今一番近んだテレビジョンの[illegible]でも一般周知の[illegible]で見る如何なる[illegible]い[illegible]より不[illegible]であれ[illegible]明るくはないのである（凸版はノクトビジョン裝置の[illegible]）

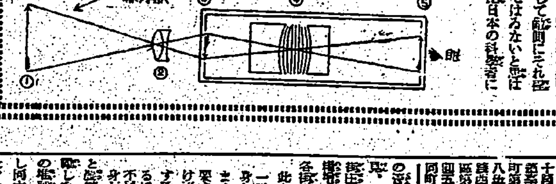

遲々たる工事の進捗に

責任を感じ從容自決す

壯烈、伊藤海軍技術中尉

【東京發】吳海軍工廠造船部部員海軍技術中尉伊藤尙氏はかねて緊急にして重要なる工事を擔當してゐたが工事の進捗が意の如くならないのを自己の責任なりとして八月二十九日止宿中の吳市水交社の一室で自決を遂げた、伊藤中尉は當時在宅極めて旺盛で、日夜別なく徹夜をなす努力をつづけてゐたが諸種の工事は同中尉の熱烈なる意氣込みに依り頗る順調に進捗されつつあつたが、本人は尙熱烈なる決意下自己の擔當した工事が豫定通り進捗しないのは上大元帥陛下に對し奉りても申譯なしと悲壯、責任を取つて自決を遂げたものである

かつて同中尉が吳大工廠部を卒へて[illegible]を命ぜられる直前昨年九月下旬東京水交社における首途の茶話會席上で先輩から激勵されたことがある、その時某先輩は後輩を顧みて「技術家士官たるものはこの腰の刀にかけても[illegible]を完遂せねばならぬ」と諄々と說いた、この訓話を聞いた中尉は極めて強い感動に胸を打たれ遂に火器に彈る[illegible]と同じ心境に徹して生產戰に殉じたものである

その至誠至純烈々たる責任感の逆行は生產戰に挺る技術者に深い[illegible]を一層振起せしめるものであらう、またその最期に至つては些かも取亂すところなく上司、朋友同僚等に宛てた遺書の中にも生產戰の第一線に挺身する技術者の一員としての烈々たる[illegible]が述べられ、從容として死に赴いたもので

自決は八月二十九日午後十時頃と推定されるが、恰も同海軍工廠部に向つた第一次特別攻擊隊勇士の如く第二線兵器に武器を正し、懷中[illegible]に正座して見事に割腹自決を遂げたもので、その壯烈なる最期は[illegible]生產戰に挺身する者のみならず一億國民の胸底に深く感銘を與へるものである

◇伊藤技術中尉略歷　東京都牛込區東五軒町出身、大正七年五月二十四日生れ、東京都立五中、二高を經て昭和十七年九月東京帝大工學部機械工學科卒業後海軍造兵見習尉官を命ぜられ翌十八年任海軍技術中尉同年七月吳海軍工廠造船部勤務となつたもの

嚴かに海軍葬

【吳發】海軍技術中尉伊藤尙氏の海軍葬は十七日午後二時から吳市本通り[illegible]寺で[illegible]吳鎭守府司令長官以下[illegible]により執行された、定刻[illegible]葬儀委員長[illegible]の弔辭[illegible]ついで[illegible]鎭守府司令長官代理[illegible]工廠長、[illegible]代表[illegible]嚴かに[illegible]

宗教[illegible]海軍[illegible]技術中尉、[illegible]參謀、各方面からの弔辭、弔電の披露につづいて軍樂隊の「命を捨てて」の奏樂裡に[illegible]は[illegible]の玉串を行ひ[illegible]管理者遺族[illegible]中將、遺族代表[illegible]父[illegible]氏の燒香についで[illegible]鎭守府司令長官[illegible]その他の燒香があつて午後四時葬儀は終了した

けふから新商道強調週間

正直一途職域奉公

臺北文化商事團長　村崎長昶氏談

決戰下新商道の確立と職域奉公の誠を徹せしめるため臺北州商業報國會では九・一八停止指定日たる十八日から一週間新商道強調週間を設定し商業報國の昂揚、切實な消費の生活、勤勞奉仕、明朗經營、國民利殖の日を設けて商業人の臣道實踐に拍車をかける事となつたが其第一日十八日は商業報國の日であ

る、皇軍將士が酷暑で死鬪を繼續してゐるとき銃後を守る商業人にどんな心構へで職域奉公しなければならないか臺北文化商事團長村崎長昶氏は語る【寫眞は村崎氏】

商業報國人が大東亞戰爭の必勝態勢を整へ益々國力を充實し從業員を緊張せしむ皇國經濟の下に奉公する此頃は實に天下の

壯觀　であります、從來の營利本位の自由經濟時代にあつては商業人は生產者と消費者の仲介に立ち生產以上に生產者が產出せる物資の供給を擔當して[illegible]の利益を得[illegible]て其[illegible]

果は第ひに支那事變の勃發は商業報國の[illegible]をも統かさなかつたのは從來の[illegible]せずして國家の信用を完たしたのであります、今や時勢も國家も一變して米英擊滅の大業を擔して以來此の名譽の大戰に參加す我國國家の要請に從ひ物資も勞力も喜んで之を國家の用途に捧げ今日は一物一品も無用の浪費は許されず又其の必要も無くなつて物資は悉く國家管理の下に公平に配給せらるるのでありまして吾等商業人は茲に職域を新たにし新體制の組織となつて國家總力の推進に挺め民衆生活の安定を確

保する爲め國家に奉仕する時代が到來したのであります、大東亞

完遂　の爲めに商業人が自ら進んで與へかなりし自由經濟の觀念を一掃し祖先傳來の老舗に執着せず企業整備を前に一路生產部門の方面に向つて轉出するのを辭さぬ以外の施行と確保するに至りましたことは正に商業の一大進步と云はねばなりません、吾等一億國民は持てる者も持たざるものも相携へて同じ運命を以て大東亞の建設に乘込んだのであります、此秋を彼岸に達せしむるには只同心協力必勝へ國家の信念を確守し[illegible]に邁進するのみであります、既に至つては千萬長者も一の配給品に過ぎません、貧も運命を同じくし吾國民すべてが苦樂を共にする外はないのであります、商業人として[illegible]利を貪る者が跋扈するとせば之を排斥し是正し糾彈して本來の日本人商業報國に立ち歸らせるのは

吾等　商業者に課せられた責任であります、吾等商業人は生產者の指令に從ひ消費者の希望に添ひ自己の立場を堅守し正々堂々と合理的配給機能の經營者挺士として吾等の手で國民の生活安定を確保し以て大東亞戰爭に勝ち拔かねばなりません、由來商業人は依存であり敏感であり且つ活動力旺盛であります、其の爲め誤解して罰を蒙ることもあります、が又國家のお役に立つ素質を持つて居ります、時局重大の秋に當り吾等商業人は國家的使命に全能力を發揮し皇國に殉い國家に報ずる大覺悟を以て職域奉公を勵むのは日本人としての義務であります、商業報國は正直の一路であります、右顧左眄することなく一途に邁進して國家の大命に添ひませう

龜山島（宜蘭郡）に密生

結核の妙藥　玉咲ツヅラフヂ

結核の妙藥として定評のある玉咲ツヅラフヂが宜蘭郡の龜山島に密生してゐることが判り大きな話題となつてゐる＝玉咲ツヅラフヂの含有するアルカロイド成分たるセフアランチンが結核治療に卓效あることが發表されてから藥用植物としての重要性を認められ、その原料の採取收集など[illegible]る折、[illegible]宜蘭郡役所及び州[illegible]等田[illegible]部等が用務を帶びて宜蘭郡下龜山島に渡航した際計らずもこの貴重な玉咲ツヅラフヂの自生してゐるを發見、かつて州產業部技師として[illegible]に當つてゐた野林[illegible]長は直ちに全島を隈なく踏查したところ北面の斜谷、東の[illegible]などにいたるところに密生しており生育狀況も頗る良好なることが判つたので早速[illegible]を持ち歸り臺北帝大[illegible]田教授にその鑑定を依頼した結果正玉咲ツヅラフヂであることが判明した

臺北州下でこのやうに廣範圍な密生地帶を發見したことは始めてであるが、これは同島の住民が玉咲の效用を知らなかつたことと交通不便な島嶼であつたために今日まで放任されてゐたものと見られるが、何れにせよ上時局下貴重な資源であるので州警察部ではこの[illegible]の採取並に栽培地としての活用につき目下愼重研究中である

蘇澳庄民から風水害義捐金

臺北州蘇澳郡蘇澳庄民は昨年[illegible]な風水害に遭遇し各方面より多額の見舞金を交付されたことを感謝し本年七月の臺中州下を主とする三州下の風水害罹災者に對しいたく同情の意を表すると共に昨年の風水害見舞に對する感謝の意味を含ませ庄民一同から義捐金として一千六百四圓五十一錢を本社に寄託して來た

タイプライター講習生の入所式

【花蓮港電話】臺灣花蓮港[illegible]支部の第九期タイプライター講習生三十三名の入所式は十七日午前九時から市內花岡山[illegible]所で矢上[illegible]部長出席の上擧行された

增產へ業佃協調運動展開

【花蓮港電話】[illegible]業主、佃人の融和協調に依り[illegible]の增產を擬げようと花蓮港廳では來月一日から十日間[illegible]運動週間を銘打つて佐野[illegible]をはじめ[illegible]を中心に[illegible]主、佃人を集め懇談座談會を開き小作人の物納、分作[illegible]に[illegible]し[illegible]に基き[illegible]會に

塚本臺北州產業部長蘭陽地方初巡視

【蘭陽】蘭陽地方初巡視の塚本州產業部長は小[illegible]及[illegible]を隨へて十八日午前十時宜蘭出發、自動車で羅東へ向つたが、午前十時二十分羅東郡役所に到着、先づ[illegible]守公室に入り少憩の後、大串郡守

防空救護講習、鍊成會

廿三日から四日間實施

臺北[illegible]會主催の防空救護中央[illegible]及並鍊成會は二十三日午後一時より四日間會長吉田[illegible]氏外[illegible]多數參集の下に開催される、日程及び科目左の如し

二十三日　午後一時半より總督府防空課長の救護訓練要領につい て（[illegible]）二時より[illegible]部長の防空救護の一般について（公會堂）三時半—五時[illegible]上少佐の[illegible]に依る[illegible]（公會堂）午後八時—十時[illegible]

二十四日　午後一時—四時[illegible]少佐の[illegible]（帝大附屬醫院講堂）[illegible]法指導（帝大附屬醫院）

二十五日　午前十時—十二時[illegible]臨床[illegible]（帝大附屬醫院講堂）[illegible]

二十六日　午前十時より[illegible]上少佐及び石原中尉の[illegible]の話、午後二時[illegible]して解散

ヒマの供出

既に五萬斤に達す

臺北州

[illegible]

一、成熟した種は十分乾燥させ公班世話役の下に持ち寄ること

二、世話役は各戶の名簿に出した數量を記入の上班內各戶から集めたものを[illegible]で[illegible]して[illegible]たものを取纏め[illegible]をもつて部落長（市にありては區長）に納めること

三、部落會長または區長は各班別に各班の供出した數量を記入して集めた種を取纏め市街庄に納めること

四、團體、會社、工場等の團體[illegible]のものは直接市街庄に納めること

五、團體の[illegible]及び集める期日は市街庄別に定める

小運賃を節約、飛行機獻納資金に

【花蓮港電話】空への關心昂まる[illegible]の秋、一機でも餘計に献じ[illegible]と花蓮港[illegible]ブモガン[illegible]

[illegible]この頃四十圓が集まつたので飛行機獻納の一部にして下さいと鬼塚[illegible]の献納を申出[illegible]させた

登山と遠足

◇[illegible]行（[illegible]）十九日、コースは[illegible]、[illegible]で[illegible]伸大坂、[illegible]山、タンピヤを經て[illegible]へ、歸路は往路を戾る、[illegible]十二粁の[illegible]、集合は午前六時四十分[illegible]に[illegible]、[illegible]の參加を（[illegible]）

臺北[illegible]　ゆうかり[illegible]十九日（日曜）午後一時より市內[illegible]町一丁目[illegible]の由、[illegible]

堆肥の增產へ

近く打合會

【新竹】新竹州では決戰食糧增產[illegible]自給肥料の倍加增產運動を起すべく來る一日から一箇月間の豫定で堆肥積込強調期間を實施、目下各市郡に[illegible]において[illegible]をそれぞれ[illegible]積込み、堆肥の造成に大[illegible]となつてゐるが、來年からは金肥を完全に脫して堆肥一本で增產に勝ち拔かうと甲步り三萬斤以上を目標として增產計畫を進めてをり近く關係官を集めて打合せを行ふことになつてゐる、なほ近年硫安、石灰窒素過燐酸石灰、加里等の如き無機化學肥料または有機化學肥料の配付への比率が少なくなつたが、この不足[illegible]並に[illegible]の努力により三萬七千[illegible]に上る硫安、石灰窒素、大豆粕等が減らされたので州當局では近くこれを各市郡へ割當ることとなり二十日午前十時から[illegible]主任等を集めて打合せを行ふこととなつた、本年の[illegible]は前年より[illegible]九%の增加を示してゐる

第二回自給肥料增產強調週間

【頭圍】堆肥增產、[illegible]の[illegible]め、宜蘭郡では十九日より第二回自給肥料增產強調週間を定め郡下一齊に堆肥積込運動を展開するが、期間中安井郡守が陣頭に立つて大[illegible]部[illegible]郡[illegible]川[illegible]課長、黑川[illegible]主任[illegible]を班長として堆肥推進班を組織して各部落に至り中部一萬五千斤の目標で是が非でも確保を期するため部民に呼びかけて總出一致を以て一大增產に邁進することになつた

江藤知事、堆肥積込を視察

【新竹電話】新竹州下の堆肥積込み強調期間は十五日から州下一齊に展開されたが、江藤知事は十六日午後一時から市內[illegible]の案內で香山方面に赴き同地區[illegible]で附近の部落民を集めて激勵、引續き山手一帶を巡視して午後四時過ぎ[illegible]の半日を終へて歸廳した

[illegible]の歡迎[illegible]を[illegible]いて[illegible]を[illegible]部下の[illegible]、それより[illegible]上の會議室で部下[illegible]庄長と交つて懇談會を開催、食糧增產と[illegible]に[illegible]各庄長の意向をきいたのち此度は初めてですが、官民協力一致して[illegible]を[illegible]し增產に挺身してゐる事を聽き厚く感謝します、先頭各位の述べた緊急に要する施設に對しては出來る丈け速かに實現する樣努力致します殊に現下の緊烈な時局を乘切るには國家の要望に應へて不撓不屈の精神を以て增產報國に挺身して貰ひ度い

と[illegible]指導者としての街庄長を激勵した、午後三時同所發、三[illegible]庄の堆肥積込狀況及三星堤防を視察した、十七日は蘇澳郡役所を巡視したのち、[illegible]化成工場を視察し午後二時二十分發列車で歸北した

暴風雨災害義捐金（三十八）

千五百圓　大阪、[illegible]

百廿圓七十九錢　新竹市新富町區會民一同

百十圓廿八錢　臺北[illegible]

工業者組合員一同

百圓　臺北[illegible]

員生徒一同

百圓　[illegible]株式會社臺北支店

▲五十圓東光株式會社▲五十圓[illegible]吉川法女▲五圓[illegible]▲十一圓五十錢臺北[illegible]二名▲十一圓五十錢[illegible]町第二班▲四圓五十錢上埤頭第十八班▲五圓同第廿四班▲五圓五十錢西門町第五班▲十圓大正町三分區第二班▲十四圓分區第三班▲五圓五十錢同町一分區第八班▲四圓同町六分區第六班▲十四圓同町八分區第三班▲十七圓五十錢同町十分區第四班▲十四圓同町十一分區第三班▲五十四圓[illegible]▲十圓[illegible]會社▲十圓[illegible]竹市榮町第十九班▲九圓四十錢[illegible]六圓同榮町アパート▲五圓同榮町第十八班▲三圓五十錢同第十四班▲五圓同第十班▲九十九圓五十錢同第八班▲一圓八十錢[illegible]▲十圓文山[illegible]▲十圓二十錢[illegible]寺大[illegible]▲十四圓三星庄[illegible]▲十一圓[illegible]▲十一圓[illegible]市西門町第一區第二分區第三班▲一圓五十五錢[illegible]町第七十班

小計金　二千四百廿圓八十二錢

累計金　八萬二千百六十八圓五十四錢

甲子會の名藥

品位向上に　まするを

健胃強壯に　奮鬪丸

藥の天瓜粉　ベビーサン

健康に美容に　マスミ

熱にも咳にも　改源

總代理店　中西武商店

荊妻ヒサヱ儀赤十字病院ニ於テ加療中ノ處藥石效ナク九月十六日分永眠仕候昨十七日午後六時宗別院ニ於テ告別式相濟セ申候前辱知諸彦ニ謹告仕候

昭和十八年九月十八日

臺北市大和町四丁目（[illegible]）

夫　吉田[illegible]

男　[illegible]

[illegible]

小田中[illegible]

小林[illegible]

牧村[illegible]

會葬御禮　內藤[illegible]

會葬御禮　落合[illegible]

會葬御禮　林[illegible]

今日の映畫

大世界　台劇　新世界　芳乃館　芳明館　城南映劇　萬華劇場　太平館　第三世界

中央劇場　基隆世界　旭劇場　大和劇場　羅東座　宜蘭座　昇平座

[illegible]

五分搗の御飯に是非……　慰問袋に

やなぎ印の味付ごま鹽

決算公告

臺北州醬油工業組合

[illegible]

移轉廣告

豫而事務所改築中ノ處竣工致シ九月十二日左記ニ移轉仕候

臺北市京町二丁目三番地

株式會社　臺灣貿易振興會社

電話二六九五・九四八[illegible]

九一四內服新藥

[illegible]

臺北市永樂町[illegible]

株式名義書換停止公告

[illegible]昭和十八年九月

臺灣製糖株式會社

下淡水溪の港灣化
河口の深潭を合理的に活用築造
工業高雄州へ計畫進む

【高雄電話】南進基地の重大使命を荷なつて戰力增强に邁進しつつある高雄州が[illegible]なる工業生産の飛躍的擴充を期する上[illegible]に要望されるものは

電力 と水であるが、之を解決する唯一の鍵は同州を貫流する下淡水溪に求められてゐるのである、かほどに同溪は高雄州の死生を制する重要な役割を持つてゐるので同州では[illegible]之に[illegible]のメスをふるふ事となり、その手始めとして十八年度より十ケ年繼續事業を以つて上流の治水森林を[illegible]施設いて[illegible]、[illegible]工事その他の[illegible]なる施策が下淡水溪を中心にして計畫されてゐるが、なかんづく[illegible]の[illegible]に置いて最も遠大に計畫されてゐるのは同溪河口の港灣化で工業高雄州の建設と並行して將來大東亞の中樞港たらんとする大築港計畫で元來下淡水溪河口には[illegible]は[illegible]內地でも[illegible]に見られぬ[illegible]の深潭が[illegible]へてをり、その自然の利を有效に活用する事によつて[illegible]も合理的に

築港 し得る確信を得たので州當局ではその可能[illegible]を[illegible]し、これを州治の根本方針として努力を傾注する事になつたが先づ築港の必要性とその[illegible]された自然の好條件等を一般に廣く周知徹底せしめ、以つて築港[illegible]の[illegible]を喚起すべくその說明資料の一端として[illegible]を作成したが、十七日臨時州會を機に[illegible]同に始めて之を[illegible]し坂口知事より[illegible]に[illegible]する[illegible]の說明があつて多大の感銘を與へた

高雄臨時州會

【高雄電話】高雄州の第十八回臨時州會は十七日午後二時より州會議事堂に於て開催、十八年度追加更正豫算及び工業用水道規則に關する件を[illegible]原案通り可決して午後三時半終了した、因みに追加豫算は[illegible]に四十[illegible]圓、[illegible]一萬七千圓、他合計五十九萬五千圓である、[illegible]工業用水道は二十日頃より全面的に通水を開始するが使用料は[illegible]に對し[illegible]一噸[illegible]、その他の者に對しては[illegible]一噸五厘、[illegible]は何れも[illegible]となつてゐるが、この使用料は內地の工業用水使用料に比して低廉である

莊陸軍軍屬 福興庄葬

【彰化】今次大東亞戰爭に於て戰病死を遂げた故陸軍[illegible]萬[illegible]君の葬儀を[illegible]は十六日午後二時より鹿港公會堂にて[illegible]、[illegible]知事代理官を始め[illegible]郡守、北川[illegible]庄長、官民有志婦人會[illegible]參列の下に神式に依り[illegible]に執り行はれた

新[illegible]庄國員入團式

【新[illegible]】新[illegible]郡[illegible]庄では十六日午前九時[illegible]國民學校講堂で郡守代理として田中[illegible]、川崎[illegible]、[illegible]庄長等[illegible]席し二十三名の新隊員を迎へて新隊員入隊式を擧行した後同所で打合會を開催、[illegible]行事として[illegible]、[illegible]等[illegible]に乘出す事になつた

新竹州中小商工業再編成協力會設立

【新竹】新竹州ではかねて新竹州中小商工業再編成協力會設立につき種々研究準備を[illegible]ると共に一方官民[illegible]を依囑して[illegible]準備に着手してゐたところ[illegible]も全部整つたので愈々十七日午前十時から新竹有[illegible]に於て最後の官民合同委員會を開き[illegible]に附議す、[illegible]可決確定した、右午後一時から引續いて協立總會を[illegible]民行事に次いで林田[illegible]、規約並に[illegible]案を審議して[illegible]昭和十八年度[illegible]り設立[illegible]、[illegible]會長たる江藤知事の挨拶あり、[illegible]の祝辭あつて同三時終了散會した因みに同協力會の役員並に委員は左の通り

會長江藤昌之、副會長[illegible]、林田正治、常務委員[illegible]、[illegible]、太田武夫、渡邊[illegible]、下[illegible]、水崎[illegible]（以上官側）中島[illegible]、[illegible]、田治吉、[illegible]、竹山[illegible]、[illegible]、張如淮、松尾[illegible]、[illegible]、許振乾

郡守さんも堆肥造成

【[illegible]】[illegible]施行に[illegible]した[illegible]郡[illegible]は增産で[illegible]するため率先[illegible]の增産運動に[illegible]し[illegible]のため[illegible]も一役買つて出て一月

學徒も堆肥造成奉仕

【宜蘭】宜蘭市では[illegible]運動を十六日から[illegible]したが第一日には宜蘭中[illegible]生徒は[illegible]町方面へ[illegible]女[illegible]は[illegible]田町方面へそれぞれ出動[illegible]するやら[illegible]するやら一日を堆肥[illegible]へ[illegible]の[illegible]市民は[illegible]の[illegible]を[illegible]た

嘉義神社御遷座祭
神賑奉納行事打合會

【嘉義電話】嘉義市では十七日午後二時から市會議事堂に[illegible]、[illegible]、州市會議員、嘉義神社氏子總代の參集を求め秋季大祭並に御遷座祭の奉納行事に關する[illegible]打合を行つたが、この結果、子供[illegible]、[illegible]、屋臺、花火打上げ等物資の消耗を[illegible]及び夜間[illegible]に於て[illegible]する諸行事は[illegible]として取やめる事になり角力、柔劍道、銃劍術、大弓、能[illegible]、生花、[illegible]等[illegible]に資すべき奉納催しものでこの秋の大祭を[illegible]事になつた、[illegible]御遷座祭の日取りは未だ決定してゐないが、大祭前に[illegible]にもとづき[illegible]に執り行ふ豫定である

十時三十分より郡役所會議室に於て[illegible]神社[illegible]合會を開催[illegible]郡守、各課長、街庄長、[illegible]參集の下に[illegible]等に關し打合をなし正午近く閉會した、同打合會に於て決定せる奉納行事左の如し

武道 十六日午後二時より武德殿
庭球 同 午後三時より 郡[illegible]
野球 同午後二時より西國民學校
生花 十六、十七兩日 神社境內
[illegible]祭 十六日午後六時より [illegible]
演藝 十六日午後七時より
例祭 十七日午前九時より 大祭
角力 十六、十七日午後二時より
神輿渡御 十七日午後一時より 境內
神輿及提灯行列 同 街內
屋[illegible] 同 同
假裝行列 同 同

潮州神社例祭
神賑行事協議

【潮州】潮州郡にては十六日午前[illegible]

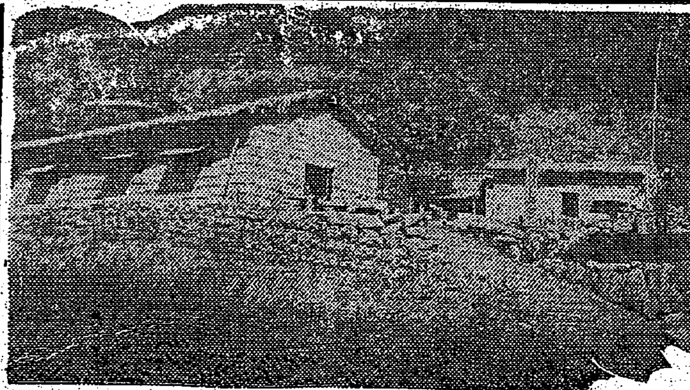

深山に挑む青年の群
驚歎すべき作業成績
風雨惡疫冒し熱火の敢闘

【高雄】高雄州興亞勤行青年隊旗山訓練所の第一次訓練は多大の成果を收めて去る十三日目出度く終了し、隊員一八六名は二ケ月振りで懐かしの我が家へ元氣一杯で歸郷、替りに第二次隊員二〇〇名が新たに

入所 訓練中であるが、該隊の第一次の狀況を記し、過去二ケ月に亙り勤勞奉公の至誠を傾けて敢闘した第一次隊員の勞苦を偲び、[illegible]隊員の活躍に資すると共に同訓練所の輝しき前途を祝福せんとす

高雄州興亞勤行青年隊が旗山に訓練所を設置したのは本年の七月、輝しき日本を背負つて立つべき若き力、青年隊を錬成し之に勤勞奉公の精神を涵養し皇國民たるの資質を向上せしめんが為、普通

訓練 に併せ、[illegible]の陽光を受けて作業に[illegible]し、田代所長以下指導者の熱誠溢るる指導の下に[illegible]なる[illegible]錬成の目が[illegible]たのであつた 作業は治水造林地に於ける苗生地の地拵へ（竹、草木類の刈拂並に火入、[illegible]の除[illegible]）並に[illegible]林道新設開拓、砂防（[illegible]地の谷止）の[illegible]工事及新植の手入れ等であるが[illegible]風土の異つた平地から奥山深く分け入つて熱病、マラリアと戰ひ、風雨を冒し、[illegible]を克服しつつ身の丈の二倍も三倍もある[illegible]や雜木の密生地を切り拓いて之等作業を遂行せねばならぬので病魔に犯されるもの、外傷を受くる者も出で中には一命を失つた者もあつて、その勞苦は[illegible]のものがあつたが、隊員はひるまず[illegible]奉公の至誠を[illegible]して[illegible]を[illegible]し、[illegible]雨を厭はず一致團結して作業を[illegible]行した結果、地拵へは本年度の作業豫定面積四五四陌の大半二三三陌を仕上げ、又本年度中に新設すべき林道二、二〇〇米を一氣に完成して當局を驚歎させたのである、此の二箇月間にマラリア、風邪、腹痛、外傷等の事故を除いて作業に

出役 した延人員は九、七二九人で隊員一八六名の內一日も缺かさず作業を[illegible]した者一二一名に及んでゐる、隊員の火と燃ゆる敢闘振りと協同一致の精神は作業上の成績に現はれて來るのみならず、日々の心身の鍛錬と相俟つて起居動作にも二箇月の間に大きな變化を來たし、[illegible]內には[illegible]として犯すべからざる規律と共同[illegible]の氣風が保たれ[illegible]明朗なる訓練生活の裡に滅私奉公一途の[illegible]しき訓練所精神が知らず[illegible]の間に錬成されたのであつた（寫眞は旗山訓練所[illegible]）

戰力增强、造林報國
臺中州 民行造林奬勵規則制定

【臺中】臺中州では林業生産陣の戰力增强に拍車をかけるべく造林奬勵規則を制定して九月十七日州令第三十三號を以て公布したが規則要旨左の通りである

臺中州民行造林奬勵規則

第一條 造林の增加を奬勵せしむる為[illegible]に依り毎年度豫算の範圍內に於て奬勵金を交付し又は[illegible]の範圍內に於て種苗を無償下付す

第二條 奬勵金の交付又は種苗の無償下付をなすべき事業の種別及目的奬勵金交付の標準申請期限並に申請書類提出及成績届の樣式は左表に依る

一、新造林の造成 無立木地、散生地、急傾斜地[illegible]に對し相思樹、[illegible]其他知事に於て適當と認めたる樹種の新植をなしたるとき△奬勵金交付の標準一甲當三十圓以內△申請期限其年度一月末日△申請書樣式[illegible]號樣式△成績届第二號樣式

二、特殊樹種の造林 無立地[illegible]耕地に對し[illegible]ワツトル[illegible]竹類其他知事に於て適當と認めたる樹種の新植をなしたるとき△奬勵金交付の標準一甲當三十圓以內△申請期限其年度一月末日△申請[illegible]

三、山地砂防造林 急傾斜地に於ける河川沿岸[illegible]道沿線に於て土砂崩潰及水害防備の目的を以て相思樹[illegible]類ダルベルギアシツソ銀合歡其他知事に於て適當と認むる樹種の新植をなしたるとき△奬勵金交付の標準一甲當四十圓以內△申請期限其年度一月末日△申請書樣式第五號樣式△成績届第六號樣式

四、種苗の無償下付 新造林造成及特殊樹種造林を為さんとするとき△申請期限其年度十月末日△申請書樣式第七號樣式△成績届第九號樣式

第三條 奬勵金は前條に定むる標準に依り施業の目的[illegible]面積方法[illegible]の多寡成績の優劣を[illegible]し之を定む

第四條 無償下付すべき種苗は[illegible]其の種類及數量並下付時期を指示す

第五條 無償下付種苗は造林以外に[illegible]し又は他人に讓與し若は販賣の用に供することを得ず

第六條 種苗の無償下付を受けたる者植栽を終了したるときは第二條に依る[illegible]届を提出すべし

第七條 奬勵金の交付又は種苗の無償下付を受けたる者は其の[illegible]地に對し適當なる保護手入をなすの義務を負ふものとす

第八條 奬勵金の交付を受けたる者又は種苗の無償下付を受けたる者植栽後一年を經過したるときは第二條に依る成績届を提出すべし

第九條 知事は奬勵金の交付を受けたる者又は種苗の無償下付を受けたる者に對し其の交付又は下付を受けたる日より三年間必要に應じ施業上の命令を發することあるべし

第十條 左の各號の一に該當する場合は奬勵金交付の指令を受けたる者に對しては其の指令を取消し又は既に交付したる奬勵金は其の全部若は一部を返還せしめ種苗の無償下付を受けたる者に對しては種苗の[illegible]を辨償せしむることあるべし

一、本則の規定又は知事の發する命令若は指示に違反したるとき

二、[illegible]

三、無償下付種苗[illegible]

四、申請書又は其の[illegible]書類に[illegible]の記載をなし其の他不正行為ありと認むるとき

第十一條 本令に依り提出すべき書類は[illegible]郡守を經由すべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す

昭和十四年臺中州令第十四號臺中州用材林造成奬勵規則、昭和十五年臺中州令第十三號臺中州山地砂防施設奬勵規則は之を廢止す（[illegible]）

薪炭、用材林を造成
森田知事 關係者の協力要望

【臺中】臺中州では造林奬勵規則を制定し十七日附州令を以て公布したがこれが制定に就いて森田知事は左の如き談話を發表し林業關係者の[illegible]協力を切望してゐる

大東亞戰必勝を期する皇國の[illegible]

國土 保安上治山治水上は勿論林業生産の見地よりして[illegible]

將來 に於て[illegible]

[illegible]

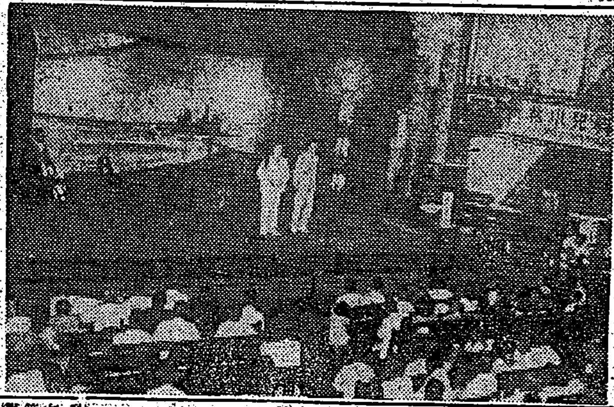

防諜講演會

臺中州[illegible]防諜講演會第二日目は十六日午前九時より[illegible]にて開催された【寫眞は[illegible]】

擧郡生産擴充へ驀ら
員林郡 生産增强實踐團誕生

【員林】友は前線で、吾等は銃後で、と擧郡生産增强へ[illegible]い[illegible]を續けてゐる米の員林郡では[illegible]郡民の總力を結集して戰力增强の一點に集中し、[illegible]奉公の赤誠を披瀝するため今回全郡に魁けて「員林郡生産增强實踐團」を新に組織することとなり去る十六日午前十一時員林郡會議室において村田郡守、[illegible]、[illegible]、郡下[illegible]長以下[illegible]係官[illegible]四十名が列席の下に種々熱心協議を遂げた結果、次の通り規約決定、近く晴れの結成式を擧げた上逞しく發足することとなつたが將來を大いに期待されてゐる

▲名稱 員林郡生産增强實踐團

▲目的 決戰下一億總進軍態勢の根幹たる共同精神をより强く、正しく明るく涵養昂揚すると共に生産勞力の自治調整を[illegible]十一萬員林郡民の聖戰完遂への熱誠と實行を最高度に[illegible]して擧郡戰力增强に邁進せんとす

▲隊員の資格 員國民たる者は老幼男女を問はず農家非農家を論ぜず隊員の光榮と義務を有す

▲組織 奉公班に分隊、部落會に小隊、[illegible]大隊[illegible]

▲實施事項 共同牧場、共同苗代、共同田植、共同施肥、共同除草、自給肥料增産、[illegible]、國策作物增産等

晝食拔きの强行軍
十八日 少國民の心身鍛錬

【臺東】前線將士の辛苦を偲べば晝食一回拔きの行軍位は何んでもないと臺東[illegible]國民學校では來る十八日の[illegible]紀念日を期し、四年以上の兒童二千名の[illegible]行軍を實施するが當日は午前十時校門を出發晝食拔きで午後二時迄[illegible]行軍を行ひ勝拔く小國民の不屈の心身鍛錬に資することとなつた

寸土も活用食糧增産
臺東寺莊園 休閑地調査開始

【臺東】[illegible]なる戰局の[illegible]に鑑みて[illegible]した臺東[illegible]では[illegible]年度[illegible]局が郡下最大の食糧增産[illegible]を[illegible]する食糧增産に協力[illegible]の目的を以て今回郡下に於ける私有私[illegible]未耕地の調査を實施してその[illegible]なる利用を[illegible]ることとなつた、[illegible]官公有地の未墾地は[illegible]に調査を了へて之が利用增進には凡ゆる方途を講ぜられることになつたが、私有地にして未墾[illegible]のまま放置されてゐるものが[illegible]に相當面積あることを推測されるので[illegible]では休閑地調査の施策に則り私有方面に就き各部落會と奉公班に土地所有者氏名、所有面積、既及未墾[illegible]、未耕の理由等詳細に調査し未墾地は[illegible]作を[illegible]ると共に事情に依つては勞力等にも協力して完成せしめ寸土も休ませざる土地の活用增强に郡の强力なる活動を[illegible]することとなつた

傷病將兵ら慰問演藝會

【宜蘭】宜蘭市[illegible]分會では[illegible]の來宜を[illegible]に十九日午後一時より宜蘭座に出征軍人遺家族、白衣勇士並に傷痍軍人等を招待[illegible]會を開催する

待避壕視察

【宜蘭】決戰下に何を措いてもなさねばならぬ防空と共に[illegible]の[illegible]と待避壕の構築は市民に徹底的に普及して市內の空地といふ空地道路といふ道路は[illegible]が掘られ[illegible]が出來て[illegible]待避壕が掘られてゐるが明知市長、木村[illegible]長は十七日市內各所の公共待避壕及び戶所待避壕を視察した

甲當收量卅五萬斤
臺中州 甘蔗競作會褒賞授與式

【臺中電話】第五回臺中州甘蔗競作會褒賞授與式は十七日午後二時三十分から[illegible]に[illegible]長代[illegible]、山下市長、[illegible]技師、山[illegible]長、[illegible]、出品人[illegible]係者多數出席の下に擧行、[illegible]長より褒賞授與を行ひついで森田會長式辭、[illegible]所長、[illegible]所長の祝辭あつて同四時すぎ閉會したが、本競作會における出品總[illegible]は[illegible]三甲歩以上の集團と市郡及び街庄單位の[illegible]で百三十九點に上つてゐる、因みに甲あたり[illegible]收量は田にあつては[illegible]三十五萬四百六十七斤、[illegible]十三萬七千七百八十斤[illegible]にあつては[illegible]二十八萬五千斤、[illegible]十一萬六千六百四十斤にして田[illegible]二十三萬四千四百五十九斤で前年に比し[illegible]十四・三%を增してゐる

完勝へ老年層錬成
奉公精神の滲透を計る

【[illegible]】[illegible]では[illegible]下[illegible]に於ける有力老年層に對し[illegible]奉公精神の滲透を[illegible]ると共に國家第一主義の[illegible]を[illegible]せしめ必勝態勢に[illegible]せしむる目的の下に左の通り老年層錬成會を開催する事に決した

一、會期（第一回）二十五日より二十六日迄、第二回二十八日より二十九日迄

二、會場 [illegible]年道場

三、[illegible]部落の元老で有力なる老年（自五〇[illegible]至六〇歳迄）

四、錬成事項並講師 [illegible]、隨水[illegible]、林田光平、[illegible]、[illegible]、林[illegible]の諸氏である

謀略演習實施

【臺中電話】臺中州の防諜強化運動の掉尾を飾る謀略演習は十七日午前九時より[illegible]以下高[illegible]各派出所職員、保甲[illegible]等總動員の下に市內各重要施設工場その他市民一般に對して謀略演習を實施した後それぞれ[illegible]なる指導をなして午後十時過ぎ好成績裡に同運動を終了した

ラヂオ

◇報道【第一】七・〇〇 八・三〇 一二・〇〇 三・〇〇 五・〇〇 七・〇〇 九・〇〇 一〇・〇〇【第二】〇・三〇（國語と臺灣語）七・〇〇（客語）七・一五（國語と臺灣語）九・三〇（同上）

オ一放送

◇六・四〇 體操（臺北） ◇六・五九 時報（東京） ◇七・三〇 ピアノ獨奏（音樂） （東京）ワルトシュタイン奏鳴曲

◇七・五〇 （體操）（東京） ◇九・〇〇 航空[illegible]化と婦の[illegible]（臺北）[illegible] ◇一〇・〇〇 幼兒の時間（東京） [illegible] ◇一一・〇〇 國民學校放送（[illegible]） ◇一一・四五 [illegible] ◇一一・五九 時報（東京） ◇〇・三〇 ハーモニカ合奏[illegible] ◇一・〇〇 空に捧ぐる心（[illegible]）（東京）大日本航空婦人會[illegible] ◇二・三〇 [illegible]ナカ他 ◇六・〇〇 少國民の時間、シンプ[illegible]（東京） ◇六・三〇 北回歸線上の[illegible]（臺北）[illegible] ◇六・五〇 音樂（[illegible]）（臺北） ◇六・五九 時報（東京） ◇七・三〇 [illegible]「戰ふ國の鄕人」國民合唱（東京） ◇八・〇〇 [illegible]の夕（東京）[illegible]、浪花節[illegible] ◇九・〇〇 ある海[illegible]航空工業[illegible] ◇九・五九 時報（東京）

オ二放送

◇六・〇〇 少國民の時間（第一放送に同じ） ◇六・三〇 家庭學習の時間（六年生の時間）唱歌「大東亞決戰の[illegible]」[illegible] ◇六・五〇 [illegible]、ピアノ伴奏松井四郎 ◇七・四〇 中等國語普及講座 ◇八・〇〇 時事解說（臺灣語） ◇八・二〇 初等國語普及講座 ◇八・四〇 [illegible]民の時間（臺灣語）「[illegible]に就て」胡水旺 ◇九・〇〇 錄音と朗讀「決戰日記」（[illegible]）朗讀・[illegible]

赤誠の獻金品

軍司令部（九月十七日扱）

國防獻金 一〇〇圓臺北市[illegible]、五〇圓[illegible]、五〇圓[illegible]、[illegible]

恤兵金 五圓臺北市岡本[illegible]、[illegible]

獻品 [illegible]

恤兵獻金 △五〇圓臺北市[illegible]、[illegible]

椰子（68）
梅野十三作
村上松次郎繪

市民登錄（六）

頭髮がすんでから加太郎は本部へいつてみることにして、新兵舍を立ち出でた。

「……風がはりな建物だから、すぐ分るよ。屋根の重さうな、日本の昔の[illegible]の[illegible]みたいな格好の家だ。三階建になつてゐて、黑色一色に塗つてある。だからすぐ分る」

[illegible]

パプアの女たちは、涼しさうな[illegible]のやうな上衣をつけてゐる者があつた。アッパッパのやうなものに黑い髮を包み、裾を長く引いて風になぶらせてゐた。

足ははだしの者が多く、中には[illegible]と草鞋の合ひの子みたいなものをつつかけてゐる者もあり、また植物の葉で編んだ形のいい涼しさうな靴をはいてゐる者もあつた。

帽子を振つてゐる者は、男子のうちに[illegible]見かけるだけで、多くは縮れた髮を天日の下にむき出しにしてゐた。

おもしろいのは、パプアたちの持つてゐるハンドバッグであつた。

これは[illegible]の[illegible]んであるの[illegible]のやうな[illegible]で、口は左右から合はせるやうになつてゐる

本部は、この宿舍から五百メートルばかり先の、うしろに古いゴムの植林のある丘陵を背負つたところに在るといふ。海岸からも五百メートルぐらゐ放れてゐるといふことだ。そこまでは、幅の廣い鋪道を行けば一本道だと分つた。

加太郎はひとりになつて、きつい陽ざしをヘルメットに受けつつ歩いていつた。

道の兩側は、住宅區になつてゐた。いづれも道路に面して門がついてゐるが、そこから內部へ鋪道な植こみや林があり、その奥に窓や[illegible]がちらつと見えるか、赤い屋根がのぞいてゐるかで、いづれも堂堂たる邸ばかりであつた。

門標を見ていくと、いづれも日本人の名前が出てゐたのは愉快なことであつた。

道では、あまり日本人を見掛けなかつた。ほとんどそのすべてが原住民のパプアたちだつた。

パプアは、男は半ズボン一つの者が多く、ただ半シャツや[illegible]をつけてゐるのは[illegible]

その合せ目のところが、穴をあけてあつて、その穴に腕を通し、腕のつけ根のところまであげてある。だからハンドバッグをわざわざ手で握る必要もなく、腕のつけ根のところで持つてゐる。兩手が自由につかへるわけである。

このハンドバッグは、大きいものは[illegible]を扁平に押し潰したくらゐはあり、小さいものは財布ぐらゐの大きさであつた。小さい子供たちまでが、必ずめいめいにそれを腕に通して歩いてゐる。赤や青や黃などのリボンのついてゐるうつくしいものだ。ハンドバッグは、ものを入れるだけではなく彼らの裝身具の一つともなつてゐるやうに思はれた。

そのパプアたちは、加太郎に行きあふたびに、にやつと愛嬌笑ひをして頭を下げた。

加太郎はしばらく行くうちに、その笑顏が[illegible]になつたほどだ。だが、それは惡い氣持ではなかつた。

小國民の健康保持にイーストの活用

純粹培養の酵母"イースト"は全國[illegible]の[illegible]で[illegible]に用ひ[illegible]なる[illegible]を示現した[illegible]でありますから、一般の御家庭でも、小さい方々の[illegible]增進には、イーストを用ひて、[illegible]を[illegible]め、[illegible]を[illegible]してください。二圓十四錢[illegible]二十五錢の定價で各藥店にあり

婦人倶樂部 十月號 四十錢
▲決戰と女性の力…栗原大佐
▲白衣勇士愛の家庭建設記
▲古着で國民服乙號に改造法
▲學童服の補强法と繕ひ方
▲防空服を作つて殘つた裕と袷利用法
▲婦人[illegible]法（職場のお作法）
▲更生毛糸編物
評判小說…中野實 もんぺさん
評判小說…丹羽文雄 晴天
日本婦道記 横笛…山本周五郎
編直し糸・殘り糸有利利用の二十種

產婆 [illegible]
產婆 [illegible]
洋裁 [illegible]
小波 [illegible]
アザ [illegible]
タイピスト [illegible]
タイピスト [illegible]
藥劑 [illegible]
女中入用 [illegible]
洋裁 [illegible]
生徒 [illegible]
生徒 [illegible]
社員 [illegible]
荒物 [illegible]
見習 [illegible]
見習 [illegible]
車夫 [illegible]
職員 [illegible]
貸間 [illegible]
起重 [illegible]

全[illegible]
投資 [illegible]
レントゲン[illegible]
新古 [illegible]
レコード [illegible]
綴織 [illegible]
轉宅 [illegible]
京染 [illegible]
引越 [illegible]
冷藏 [illegible]
引越 [illegible]
ミシン [illegible]

高血壓に リキシン
標準血壓
四〇歳・一三〇〃前後
四五歳・一三三〃
五〇歳・一三五〃
五五歳・一三八〃
六〇歳・一四〇〃
六五歳・一四三〃
病的・一五〇ミリ以上は、一七〇ミリ以上は危險です。
リキシンは病氣の原因となる濁り血を淨化し血行をよくするので高い血壓も自然に下つて、肩こり立くらみ、耳鳴り、不眠便秘などが治り腦溢血を豫防す。また酒の前後に本劑を服用すれば酒害を消し二日酔、惡醉を防ぐ
ツマイ

肺患
独特の化學力を應用!!
參考資料 進呈
[illegible]
大阪府[illegible]
ホルゲナテルヨウシン

優しく美しい愛情の調べ！孤獨の乙女に囁く倖せの訪づれ！
23日封切
暖き風
決戰へ送る[illegible]
貯金を貯れば戰果も[illegible]
松竹作品
大庭秀雄演出
風見章子
原保美
眞山くみ子
佐分利信
80センター・稅共
大世界・臺劇 同時上映

家庭に職場に前線に
Jintan
病原を防ぐ！
日課の仁丹
口中殺菌のはたらきで…
腸内毒けしの强い力で…
胃腸を强くし自然に出來た抗病力で！
仁丹

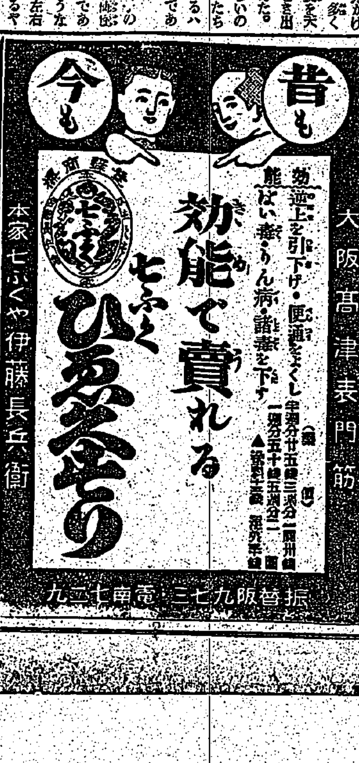

昔も 今も
效能で賣れる
七ふく ひえぞり
效能 逆上を引下げ・便通をよくし 能い毒・りん病・諸毒を下す
大阪髙津表門筋
本家七ふくや伊藤長兵衛
振替大阪九七三 電南七二九